

平成29年第2回東大和市議会定例会会議録第11号

平成29年6月1日（木曜日）

出席議員（21名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	関田貢君	8番	中村庄一郎君
9番	和地仁美君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	14番	関野杜成君
16番	佐竹康彦君	17番	荒幡伸一君
18番	中間建二君	19番	東口正美君
20番	木戸岡秀彦君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主事	須藤孝桜君

出席説明員（28名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	広沢光政君	総務部参事	東栄一君
市民部長	村上敏彰君	子育て支援部長	吉沢寿子君
福祉部長	田口茂夫君	福祉部参事	伊野宮崇君
環境部長	松本幹男君	都市建設部長	直井亨君
学校教育部長	阿部晴彦君	学校教育部参事	岡田博史君
社会教育部長	小俣学君	公共施設等 マネジメント課長	遠藤和夫君
総務管財課長	岩本尚史君	産業振興課長	小川泉君
市民部副参事	宮田智雄君	福祉推進課長	嶋田淳君

障害福祉課長 小川 則之 君
ごみ対策課長 中山 仁 君
土木課長 寺島 由紀夫 君
学校教育部 副参事 吉岡 琢真 君

環境課長 関田 孝志 君
都市計画課長 神山 尚 君
下水道課長 廣瀬 裕 君
給食課長 斎藤 謙二郎 君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第 1

午前 9時29分 開議

○議長（押本 修君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（押本 修君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 蜂須賀 千 雅 君

○議長（押本 修君） 通告順に従い、順次指名いたします。

初めに、12番、蜂須賀千雅議員を指名いたします。

〔12番 蜂須賀千雅君 登壇〕

○12番（蜂須賀千雅君） 皆さん、おはようございます。

12番、蜂須賀千雅でございます。平成29年第2回定例会に当たり、通告書に従い一般質問させていただきます。

まず1番といたしまして、学校と家庭が一体になっての教育活動についてお伺いをいたします。

①といたしまして、学校公開の機会を利用し、保護者も参加可能な集団下校及び避難訓練の実施について。

②といたしまして、学校公開の機会を利用し、保健教育等の実施について。

③といたしまして、上記①、②の実施後の家庭での振り返り活動についてをお伺いをいたします。

次に、2番といたしまして、地域活性化イベントについてお伺いをいたします。

①といたしまして、第6回うまかんべえ～祭の総括と次年度以降の課題と取り組みについて。

②といたしまして、産業まつりと福祉祭の合同開催への検討状況について。

③といたしまして、武蔵村山市の観光納涼花火大会を参考にし、東大和市でも実施することができないかをお伺いをいたします。

以上でございます。

壇上での質問につきましては以上ですが、再質問に関しましては自席にて行わせていただきます。どうぞよろしくお伺いをいたします。

〔12番 蜂須賀千雅君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、学校と家庭が一体となつての教育活動についてであります。市内各小中学校では、年に数回の学校公開日、授業公開日を設けているところです。その公開日には、保護者や地域の皆様にふだんの子供たちの様子をごらんいただいたり、保護者や地域の皆様と一緒に活動する取り組みを行ったりしております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、第6回うまかんべえ～祭の総括と平成30年度以降の課題と取り組みについてであります。第6回うまかんべえ～祭では、会場を都立東大和南公園運動広場に移すとともに、PR活動などにも力を入れたことから、第5回を上回る約6万2,000人の来場者がありました。このことから、市の魅力発信と認知度向上などに関しましては大いに成果があったものと考えております。

また、平成30年度以降につきましては、さらなる来場者の増加に備え、お祭りの円滑な運営を維持すること

が重要でありますので、うまかんべえ～祭実行委員会とも十分に調整を図りながら進めてまいりたいと考えております。

次に、産業まつりと福祉祭の合同開催に関する検討状況についてであります。産業まつりにつきましてはJA東京みどりと東大和市商工会から構成される東やまと産業まつり実行委員会が主催をし、福祉祭につきましては東大和市社会福祉協議会が主催をし、それぞれの祭りを市が後援するという形で開催しております。それぞれの祭りの開催趣旨は異なりますが、各主催者に対しましては、合同開催を望む御意見があるとのことをお伝えしております。

今後それぞれの祭りの実施内容を見直す中で、将来的なあり方につきまして検討がなされるものと考えております。

次に、武蔵村山市の観光納涼花火大会を参考にしたイベントの実施についてであります。武蔵村山市の観光納涼花火大会につきましては、観光振興の一環として、市と実行委員会の共催で実施され、平成28年度は2万9,000人の観覧者でにぎわったと伺っております。

こうしたイベントにつきましては広範囲からの集客を見込めますことから、その効果を含め調査研究をしてまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 学校公開の機会を利用した集団下校や避難訓練、保健教育等の実施についてであります。学校公開時に集団下校訓練や避難訓練を実施し保護者にその様子を見ていただいたり、参加していただいたりすることは可能であると考えております。また、防犯・防災意識を高めていく上でも、子供と保護者と一緒に体験したことを家庭において話し合うことは有効であると考えます。同様に、保健教育等につきましても子供と保護者で考える機会を設けることは重要であると考えております。

各学校では、道徳授業地区公開講座などの授業公開を利用して保護者にも授業内容に触れていただき、子供と保護者でともにみずからの健康等について振り返るきっかけをつくっているところでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

それでは、幾つか順次再質問させていただきたいというふうに思います。

まず①、学校と家庭が一体となつての教育活動ということで再質問させていただきたいというふうに思います。

質問の趣旨は、親の防災の意識を高めることが子供の命を守り、また同じく多くの親御さんが参加をする学校を公開をする機会が幾つかありますが、その場でも過去にさまざま、保健教育のことも質問させていただきましたが、そういったこともその場を通じて行うことで親御さんの保健意識の向上にもつながると思え、また親御さんの参加率が非常に高い学校公開の場において、避難訓練や集団下校、また保健指導など、親御さんを多くの機会で巻き込むことができないかということで質問をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

まず、現在における小中学校の学校公開の実施状況の詳細を少し教えていただけますでしょうか。

○学校教育部参事（岡田博史君） 各小中学校では、地域に開かれた教育を目指しまして学校公開のほうを実施しております。

学校公開の種類についてでございますが、ふだんの授業を見ていただく授業公開のほかに、学校、家庭及び地域社会が連携して子供たちの豊かな心を育むということと、道徳教育の充実を図ることを目的といたしました道徳授業地区公開講座、それと子供の非行を防止して子供を犯罪被害から守るための取り組みで、学校、家庭、地域社会、関係機関との連携によるセーフティ教室というものがございます。

道徳授業地区公開講座とセーフティ教室につきましては、どの学校も年に1回は実施しております、道徳授業地区公開講座におきましては道徳の授業の参観、そのほかに命や生き方などをテーマとして、講師を招きまして子供も保護者も聞く講演会を実施している、そのような学校もございます。

セーフティ教室につきましても、連れ去り防止とか、また情報モラルというようなことにつきまして警察の方のお話を子供と保護者で聞く機会をつくっております。

さらに、授業公開につきましては、各学校で設定回数がさまざまではございますけれども、年間3回もしくは6回ぐらいまでの間で実施をしているところでございます。保護者や地域の方々が多く参観しやすいように土曜日等にも設定をしております。各教科のふだんの授業を見ていただくほかに、4年生でよく実施いたします2分の1成人式のように保護者にも参加していただくような授業を実施している学校もございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

授業公開と、それから道徳授業地区公開講座、それからセーフティ教室ということで今3つ挙げたと思うんですが、授業公開に関しては、基本的にはたしか土曜日が多かったかなというふうに思って、水曜日に実施することもあります、道徳授業地区公開講座とセーフティ教室の開催の曜日、そのあたりちょっと、私も自分の子供が行ってるところは当然把握してるんですが、全体的にというところでちょっと幾つか、平均的に多い開催の曜日をちょっと、曜日というか、平日なのか、土曜日なのかというところを含めてちょっと教えていただければと思います。

○学校教育部参事（岡田博史君） 道徳授業地区公開講座でございますけれども、ほとんどの小中学校が土曜日に開催していることが多いというふうになっております。こちらにつきましては、道徳授業地区公開講座の目的でございますやはり地域の方、保護者の方と一緒に子供たちの道徳性を育んでいくというようなこともあって、多くの方が参観できる土曜日に設定しているということがございます。

また、セーフティ教室でございますが、こちらにつきましては警察署との連携というところが中心にあります、そのことを考えますと、なかなかちょっと土曜日の設定が難しいというところもございます。基本的に平日に開催している学校がほとんどというふうなところでございます。一部土曜日に実施している学校もございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

それでは、現在における小中学校の今度避難訓練の詳細、実施状況について教えていただけますでしょうか。

○学校教育部参事（岡田博史君） 避難訓練につきましては、各校とも、小学校、中学校ともに年に11回設定をされております。

内容につきましては、災害への備えといたしまして、火災や地震を想定した避難訓練を実施しております。また、不審者対応訓練を避難訓練として実施している学校もございます。

避難訓練は各校で工夫して実施しております、授業中だけではございませんで、休憩時間中とか、また清

掃時間中など、いつ起きるかわからない災害へ備えているところでございます。

また、大災害を想定しての引き取り避難訓練も各校で実施しております。この引き取り避難訓練におきましては、小学校、中学校合同で実施している学校もございます。

なお、この引き取り避難訓練では、下校時に保護者と子供が通学路の安全を一緒に確かめるというような目的も含まれております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

それでは、同じく集団下校のほうの実施も教えていただけますでしょうか。

○学校教育部参事（岡田博史君） 集団下校の訓練につきましては、台風や、それから大雪、それから不審者対応などを想定して集団で下校する訓練というふうになっております。

小学校におきましては、下校する地域ごとにまとまって下校をしておりますが、高学年が先頭と最後尾につきまして、他の学年の面倒を見ながら安全に下校するというような、そのような訓練でございます。教員は分担をいたしまして、各方面ごとに分かれて引率をしていきます。

中学校におきましては、方面別の集団下校訓練を一部の学校で実施をしているというような状況でございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

質問の通告にありますとおり、学校公開の機会を利用しということで、今学校公開、それから避難訓練、それから集団下校ということが地域の親御さんを巻き込んでほしいという趣旨でちょっとお伺いしてるのですが、このあたり、現在において、今東大和市においてこの3つを例えば組み合わせで幾つか行っている事例があれば教えていただきたいのと、もう一つは、せっかく土曜日に学校公開も行われてますので、先ほど下校時に、例えば避難訓練の場合も、保護者と子供が通学路の安全を一緒に確かめられるということの目的もあるということでお伺いをさせていただきましたが、この学校公開、避難訓練、集団下校、このあたりを当然組み合わせれば、同じような趣旨、目的で地域の安全・安心、また子供たちに関して、また親がこういった防災意識含めて向上にはうってつけだというふうに考えるんですが、このあたり、この3つの組み合わせ状況の詳細をもし把握してれば教えていただきたいことと、実施した場合のメリットとデメリットがもしあるようであれば教えていただけますでしょうか。

○学校教育部参事（岡田博史君） まず学校公開、避難訓練、集団下校の訓練、その組み合わせの実施状況につきましてですけれども、学校公開時に避難訓練を実施するケースというものはございます。ふだんの避難訓練の様子を保護者に見ていただくと、そのような狙いによるものです。

ある小学校では、授業参観、保護者会のときに保護者も一緒に参加する避難訓練、そういうものを実施している学校もあるというふう聞いております。

また、この組み合わせによるメリット、デメリットにつきましてですが、メリットといたしましては、学校公開時に避難訓練や集団下校訓練を実施することで災害等における自身の安全について、子供自身がどの程度認識しているのか、力をつけているのかというようなことを保護者が実際見て理解できるというようなことと、またその後も同じ話題で家庭に帰ってから一緒にその話をしたり、保護者が子供に対して指導をすることができるというような、そのようなメリットが考えられます。

また、デメリットということもございますけれども、特にデメリットというわけではないのですけれども、学校公開時に避難訓練を実施し、保護者がたくさんいる中でございますので、保護者も緊張感を持ってやらないとその狙いが崩れてしまうというような形になります。ですので、保護者も子供たちと一緒に緊張感を持って行動するというような必要性がございます。その点につきましては、前もって保護者、地域の方に協力依頼をするというような必要性が出るかというふうに考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

子供を通じて親を巻き込むということで質問を今しておりますが、せっかく子供たちがさまざまなこういう機会を通じて、やっぱりこれで家庭でどのように振り返るかということも幾つか必要だというふうに捉えておりますが、こういった学校公開、避難訓練、集団下校、行われた後、家庭での振り返りをどのように親御さんをお願いしてるかをちょっと、その実施状況を教えていただけますでしょうか。

○学校教育部参事（岡田博史君） その家庭での振り返りの状況についてでございますけれども、詳細についてわからないところもございますが、学校におきましてはその学校公開の終了後に、または学校公開時に保護者の皆様にきょうの授業のことなどで家に帰ってから子供を褒めてあげたりか、またはその話題で話し合ってくださいというようなことを事前に話をしたり、当日に話をしたりと、そういうことでお願いをしてることが多いというふうに考えております。

また、避難訓練や集団下校訓練につきましては、学校から発出されます学校だより等でも情報を発信いたしまして、家庭でも災害等に備えて親子で一緒に話し合うというようなことをお願いしております。

そして、東京都のほうでは、学校と家庭が一体となった防災教育を充実させるために、防災ノート「東京防災」というものを都内の全ての公立学校及び私立学校の児童・生徒に配付をしております。東大和市内の小中学校でもこの防災ノートのほうは活用しております、具体的に学校だけの活用ではなくて、その後、家庭に持ち帰ったりとかしながら、また保護者会とか学校公開等において活用し、また家庭学習での活用とか、そのようなことでこの防災ノートを有効に活用しているところでございます。

市教委としても、学校と家庭が一体となったその防災教育に取り組むようお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

児童・生徒にとって、学校で生活してる時間ももちろんそうですが、学校外にいる時間が非常に長いというふうに言われています。また、働いてる親御さんも多いので、一人で家庭で留守番をしてる子供たちも多いものですから、子供たちの防災教育というのはやはり大変重要であり、また家庭や保護者への防災教育も大変重要であるというふうに捉えております。

先ほど、学校公開、土曜日に非常に開催が多いということで私も把握をしておりますが、朝の1時間目から授業公開始まっていますが、やはりお昼近くになると一番親御さんが多いかなというふうに捉えてはいます。そういった機会を、いつも参加をするたびに、これだけの親御さんがいる中で、親御さんを巻き込む意味でも、例えば一緒に防災教育で、家庭での防災を意識した場合、例えば消火器の使い方だとか、例えば応急救護だとか、そういったことを学ぶ機会ができないかなということは捉えています。

また、9月に市のほうも総合防災訓練実施しますが、やっぱり小中学校の保護者の年齢層っていうのは少な

いってというのは現実問題としてあると思うんですね。だけでも、授業公開は本当に小中学校の親御さん世代が非常に多く集まっていますので、その機会をどうにかやっぱり教育委員会としても利用していただきたいという思いがありますので、やっぱり親の防災意識を高めない、最終的には子供の命を、また子供たちも自分自身で守ることも必要であるというふうに思っています。このあたり、引き続き要請はしていくということですので、今後ぜひ校長会等を通じて教育委員会のほうからお願いをしていただきたいと思うんですが、そのあたり、いかがお考えか教えてください。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 今議員がおっしゃるように、非常に防災教育については大事なことで、学校だけではなくて、やはり保護者の意識というもの非常に重要になってくるというふうに考えております。

引き続き、校長会等でもその防災教育の重要性、こちらについても市教委としましてもお話、お願いをしていくつもりでございますし、また実施につきましてもできる限り公開時を利用したりとか、または土曜日に、地域と合同の防災の訓練を実施している学校もございますので、そういうときに参観を呼びかけを多くしたりとかってようなことを通じて、学校にも要請は、また依頼をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○**12番（蜂須賀千雅君）** ありがとうございます。

他の自治体でも、学校公開と避難訓練、集団下校、この3つを重ねてやってるところも、ある自治体で、全部じゃないんですけども、幾つか指定してやってるところも実際に近隣市でもありますので、お調べいただきまして、いい内容だと思いますので、ぜひそのまま継続していただき、またお願いをして東大和市でも積極的に取り入れられるようにぜひ要望させていただきますので、お願いをしたいというふうに思います。

また、せっかく、防災の部分は今お伝えしたとおりなんですけど、同じように学校公開の機会を利用して、日ごろのお便りだけで学校保健の部分と言われる部分というのが学校のあくまでもお便りだけでやってる部分っていうのが非常に幾つか散見される部分があります。

学校保健の推進ということで文科省のホームページをあげると、学校において児童・生徒等の健康の保持・増進を図り、また集団教育としての学校教育活動に必要な健康や安全への配慮を行うこと、また自己や健康の保持・増進を図ることができるような能力の育成ということが学校保健の推進で、これを家庭と学校で一体でというふうな取り組みが書かれています。

やっぱり過去の一般質問の中でも、例えばいじめの問題であったり、性の部分ですね、それから最近多い視力の低下の部分ですね、言われてること、また虫歯の罹患率のこと、それから不登校、保健室の登校であったり、例えばひきこもり、それから不妊治療・不育治療、それからドナー教育とがん教育、またメンタルヘルス全般、個別で過去私のほうでも一般質問させていただきましたが、やはり親御さんが多く集まる機会にこういったものもぜひ親御さんに聞いていただいて、お便りと子供だけの説明だけではなかなかこういった部分が進まない部分もあると思うんですが、このあたりも学校保健という部分について、必要性は恐らく感じていらっしゃると思うんですが、どのように親御さんにこの部分というのを推進していく必要があるのかなということもメリット、デメリット含めて教育委員会はどのようにお考えかを、最後このあたり教えていただけますでしょうか。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 学校保健教育のことについてでございますけれども、議員がおっしゃるように、学校だけで指導していくということではなくて、家庭と連携しながら一緒に子供たちへ指導していくとい

うことが重要であるというふうに捉えております。

ですので、保護者が集まる、そのような機会に子供たちに指導するということは、やはり学校だけではなく、家庭に戻ってから話をするきっかけにもなりますので、非常に効果があると、そのようなメリットがあるかなというふうに考えております。

学校で保護者の方に考えてほしい内容、今例として出てまいりましたが、いじめとか性的問題、虫歯の問題や不登校、そのようなものにつきましては、あえて学校のほうも学校公開時にその授業を実施するというようなことがございます。授業公開の後に保護者会が設定されてる場合には、その話題を保護者同士でテーマとして話し合うというようなことも、そういうこともできます。

実際にある中学校においては、道徳授業地区公開講座でがん教育について取り上げて、講師の先生も招きながら実施したというようなこともございました。また今後も保健にかかわる授業等を保護者とともに考えることができますよう、家庭でも子供と保護者が一緒に話をして振り返ることができるように、先ほどと同様になります。校長会等にも働きかけていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

今お話ありましたとおり、特に例えば性教育の部分とか、やっぱり学校と保護者で同じような機会を通じて知識を共有させていただいて、また家庭で、どうしても性教育の部分だと、その個別の子供たちの成長の過程も違いますが、親御さんの教育の、子供たちに親が子供に教えるという機会も、ある部分、学校でそういったものの、学校の先生と保護者が交流をさせていただき、そしてまた家庭でもって振り返るということの繰り返しをしていけばより効果がやっぱり上がると思うんですね。

それから、例えば虫歯の罹患のほうも、前、前回質問をさせていただきましたが、これもやっぱり低学年であれば保護者の協力、またかかりつけ医の推奨ということであれば、必ず保護者の理解というのが必要だというふうに思っておりますので、やはりこういう人が多く集まる機会を利用してこちらの保健教育のほうもぜひ御推奨していただければというふうに思いますので、ぜひ今後とも校長会通じて引き続きとり行っていただきますよう要望させていただきますので、ぜひどうぞよろしくお願ひしたいというふうに思います。

1番の質問項目は終わりたいというふうに思います。

続いて、地域活性化イベントについてということでお伺いをさせていただきたいと思います。

第6回のうまかんべえ～祭の総括と次年度以降の課題と取り組みということで、まず今回、第6回のうまかんべえ～祭というのが終了しました。市長コラムのほうでも、年々楽しさが増しているうまかんべえ～祭、6万2,000人の来場者の皆さん、今や東大和市を代表する催しの一つとなり、回を重ねるごとに地域活性化に寄与しているものと認識をしておりますということで、尾崎市長就任後、非常に今一番、今東大和市の中でも大きなイベントになって、また市民にも大変好評であるということの認識は私も含め、市側も皆さん捉えていると思います。

今回、非常に盛況だったというふうに伺っておりますが、全体の総括をどのように捉えているかをちょっと教えていただけますでしょうか。

○市民部副参事（宮田智雄君） 第6回のうまかんべえ～祭の全体の総括についてであります。

市長の御答弁でございましたとおり、メイン会場を都立東大和南公園の平和広場から運動広場に移したことでメディアを活用したPR活動に力を入れましたことから、グルメコンテストに20団体が出店し、2日間で昨

年を1万9,500人上回る約6万2,000人の来場者があり、過去最高となりました。

また、協賛・協力出店が31店舗、フリーマーケットが45団体、いずれも昨年を上回り、毎年参加される友好都市、喜多方市の物産販売もございまして、にぎわいの創出と市のPRに大きく貢献できたものと考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

課題はどのように捉えているか教えていただけますでしょうか。

○市民部副参事（宮田智雄君） 課題についてであります、毎年来場者数が増加し、にぎわいを高めているうまかんべえ～祭でございますが、お祭りの規模に相応した円滑な運営を維持していくことにつきましては、実行委員会におきまして常に議論がなされているところでございます。

特に、イベントの柱となるグルメコンテストでは、課題食材の選定、グランプリメニューの決定方法、そしてグランプリメニューの商品化につきまして継続的な課題になっているところでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

さまざまな機会、こうやって一般質問を通じても過去させていただきましたが、各年の積み残しの課題も幾つか恐らくまだ散見されて残ってるというふうな認識はありますが、第7回に向けて、これから恐らく反省会等もあると思うんですが、次年度における取り組みを今のところ担当部としてはどのように捉えているか教えていただけますでしょうか。

○市民部副参事（宮田智雄君） 次年度における取り組みについてであります、先ほどの御質問で答弁いたしました課題につきまして、これを解決することも取り組みの一つであると考えております。

今日までを振り返りますと、グルメコンテストで重要であるグランプリメニューの決定方法につきまして、実行委員会では来場者による投票の公平性に着目した協議を重ねてまいりました。この結果、審査員制度の導入などの工夫をしているところではございますが、全てが解消にまでは至っておりません。しかしながら、昨年とことしの来場者へのアンケート調査では、グランプリメニューの決定方法の工夫に対して一定の評価もいただいております。

このように、平成30年度も来場者や出店団体の御意見を参考に、時代や状況の変化に応じた円滑なお祭りの運営を目指して、実行委員会と十分な調整を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

グランプリメニュー、上位3団体、よく話が出ますが、商品化の部分が、少し過去もこういった場でお話をさせていただいたんですが、商工会を通じて商品開発という部分があったと思うんですが、そのあたりがなかなか厳しい、限界じゃないかなというふうに言われてると思うんですが、そのあたりを今後どのように考えているのかをちょっと教えていただきたいのですが、グランプリメニューを、商工会が出たことで幅広く市内に行き渡って協力していただけるという姿勢があるんであればあれなんです、なかなかやっぱりプロでやるお店の方々、料理人の皆さん含めて、なかなかそこが、こういう場ですから余りははっきりは言えないんですが、なかなか、前向きなんですけれども、前向きなんですけれども、なかなかちょっと御協力いただけない部分が少しあるのかなというふうに思うのですが、このあたりを、せつかくグランプリで上位に入った団体

の方々もいらっしゃるので、これを今後どういうふうに捉えて取り組んでいくおつもりでいらっしゃるのかをちょっと考え等あれば教えていただけますでしょうか。

○市民部長（村上敏彰君） グランプリメニューの商品化についてでございますが、現在グルメに関する商品開発につきましては、市内各事業者の皆様にご協力いただきながら取り組んでるところでございます。

商品化に当たりましては、顧客のニーズとあと開発コスト、それと販売価格、こうしたものが合致することが前提になるものと考えておりますので、引き続き商工会との調整を図りながら、商品開発につきましては研究をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

さまざまな団体が今回も皆さん魅力的な課題食材を使って取り組まれているということで、いいメニューができ上がったと思うんですが、そこからの販路がなかなか進まない部分があるのかなというのは恐らく担当部でも認識があると思うんですが、出店団体、ことし20団体あったと思うんですが、お客様のアンケートの答えと、やっぱり出店団体の皆さんが思ってる部分が少し、全体とは言いません、やっぱりこれぞ東大和と思う、当時課題食材がなかった時代があったと思うんですが、うまいと思うものをつくって、それをぜひ市の観光につなげていきたいという思いがあったときがあったんですが、今はそれがその課題食材を指定されることでやっぱり少し詰まっている部分があるというふうに捉えてる方々が非常に多くて、1団体、小学校のお父さんたちでクレープをいつもいつも頑張ってるっていらっしゃると思うんですが、あれ本当はもっとほかの食材で実はいつもやりたいんですね。だけど、なかなか課題食材で、子供たちのお父さんの団体なんですけれども、やっぱり抹茶を使ってやるっていうことが、子供たち抹茶食べられない子たち多いものですから、本当においしいものだと思って食べていただくものを出したいんだけど、課題食材がどうしてもひっかかってしまう。

それから、商店をやられてる方も、日ごろその課題食材を使ったメニューをやってないところも当然ある中で、やっぱりそこが商品工夫なのかもしれませんが、これが販路につながるのであれば、時間をかけてやってもいいと思うんですが、やっぱりうまいものを提供して、これが何とかっていうふうなことで、一つは、前もお話したとおり、コンテスト方式がどうなのかっていうことと、それがもしコンテスト方式を続けるのであれば課題食材がどうなのかっていう、この2点がいつもやっぱりあると思うんですが、このあたりの捉え方を最後ちょっと、ここだけは教えていただきたいと思うんですが、これから反省会等あると思うんですが、お願いいたします。

○市民部長（村上敏彰君） うまかんべえ～祭における課題食材の件でございますが、このお祭りは東大和市で行われてるお祭りですので、やはり市をPRしなければならぬというふうにご考えてございます。

ですので、課題食材の設定につきましては、地産地消の推進を図る観点から、地域でとれる野菜等のPRを含めまして取り入れてるところでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

地域でとれる野菜ということであれば、地域でとれる野菜が認定されてるものであれば全てどうぞという形を例えばとるとか、少し胸襟広げていただいて、もっと参加しやすい形をとらせていただきたいというふうな思いもありますので、御検討いただきたいというふうに思います。

参加団体の反省会、去年やっていただいたと思うんですが、ことしの予定だけちょっと教えていただけます

か。

○市民部副参事（宮田智雄君） 参加団体の反省会、御意見を聞く場についてでございますが、実行委員会の最後の締めくくりの会を近日予定してございます。それを持ちまして、実行委員会の中で、出店団体の皆さんのまた意見交換会、開催していくというような形で今計画中でございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

ぜひ、参加団体の皆さん、いろいろ御意見ある方もあろうと思いますが、非常にこのお祭りが皆さん好きでやっていますので、協力したいという思いはあふれていますので、ぜひそのあたり、参加団体の声を聞いていただいて、何とか実行委員会のほうで検討していただけるように御協力いただければというふうに思いますので、要望させていただきたいと思います。

うまかんべえ～祭は終わります。

続きまして、産業まつりと福祉祭の合同開催ということで、昨年1回お伺いをさせていただいて、御検討ということでお話が終わったというふうに思いますが、ぜひ産業まつりと福祉祭、可能なのであれば合同開催をしてにぎわいをして、そういったところで垣根をつくるのではなくて、いろんな方がさまざま、今回市の敷地で交流できるような場をぜひつくっていただけないかということで前回提案させていただきましたが、検討状況だけ教えていただけますでしょうか。継続性が必要だというのはこちらも認識をしておりますので、恐らく社会福祉協議会の中の議論が一番難しいのかなというふうには捉えておりますが、そこを少し検討していただける余地はあるようにお話をさせていただいてるのかも含めて、少しこのあたりをお聞かせいただければと思います。

○産業振興課長（小川 泉君） 合同開催の検討についてでございますが、産業まつり実行委員会の構成団体でございますJA東京みどり、また東大和市商工会に対しまして、産業まつりとの合同開催を望む意見があるといったことをお伝えしている段階でございます。

市といたしましては、産業まつり実行委員会におきます検討を見守ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） 福祉祭の側の関係でございますが、冒頭の市長答弁にもありましたとおり、福祉祭の主催者であります東大和市社会福祉協議会に対しまして、産業まつりとの合同開催を望む御意見があることをお伝えしております。

一方で、昨年の12月議会での同様の御質問をいただいた際にも御答弁申し上げましたが、社会福祉協議会における過去の議論の中では、福祉祭と他の祭りとの統合は行わないことが適当であるとの方向性が示されております。

このような状況から、市といたしましては、御質問者からの御指摘を踏まえ、福祉祭に関しましてさまざまな御意見があることを主催者にお伝えしつつ、実行委員会等における今後の検討の推移を見守ってまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

御努力いただいていることはお話を、今御答弁いただきましたのでありがとうございます。引き続き、こうい

った御意見があるということで少しお話をさせていただく機会をまた設けていただければというふうに思います。

29年度はそうするとどのような開催予定を計画しているのかを最後教えていただけますでしょうか。

○産業振興課長（小川 泉君） 産業まつりの実施予定についてでございますが、平成29年度に開催いたします産業まつりの第1回実行委員会の開催の日程についてJ A東京みどりと東大和市商工会が現在調整を行っているところでございます。

なお、平成29年度の産業まつりの開催日程につきましては、4月25日に開催されました前年度の産業まつり実行委員会の反省会、こういった会におきまして、平成29年11月4日土曜日と5日日曜日の2日間を開催日とし、市役所庁舎敷地内を会場として使用する方向性が示されているところでございます。

以上でございます。

○福祉部長（田口茂夫君） 福祉祭でございますけれども、今年度の福祉祭は40回目ということになるようでございます。今月6月の下旬に第1回の実行委員会が開催される予定であるというふうに伺っております。この実行委員会の中におきまして、今年度の実施内容の詳細について今後検討をされていくものと思っておりますが、日程や会場の変更などのお話は市のほうに来ておりませんので、今年度も例年と同様の内容の開催になるというふうには考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

今第40回ということで、節目なんですね、40年前からやられてるということで、幾つかお話をさせていただく機会もあると思いますので、ぜひ、先ほどからお話ししてとおり、少し検討課題に乗せていただけないかも含めてお話をいただければというふうに思います。

最後、3番です。

武蔵村山市の観光納涼花火大会ということでちょっとお尋ねをさせていただきたいと思います。

私も前職からかかわることがあったものですから、非常に花火というのは昭島のくじら祭の際の花火もそうですね、それから武蔵村山の観光納涼花火大会、夏になると、日本人は、ホームページとかでもそうですが、非常に花火大会が好きな地域というか、人種というかあれで、観光納涼花火大会もくじら祭の花火大会も非常に盛り上がっております。

観光納涼花火大会、武蔵村山市についても詳細をもしちょっと捉えているようであれば教えていただけますでしょうか。

○産業振興課長（小川 泉君） 武蔵村山市観光納涼花火大会の詳細についてでございます。

商工会が中心となり実行委員会を設立し、市と共催により開催されております。

観覧会場といたしましては野山北公園運動場が使用され、昨年度は午後7時45分から8時30分までの間に約2,000発の花火が打ち上げられ、観覧会場の場内では午後2時から9時30分までステージイベントや模擬店の開催がされまして、6,100人の来場があったというふうに伺っております。

協賛及び協力団体に関しましては、自治会連合会や消防団など11団体が名を連ね、会場周辺では東大和警察、北多摩西部消防署など12団体と一般ボランティアを含む514人が警備に当たっていたというふうに伺っております。

また、経費に関しましては、ざっくりではございますが、総事業費といたしまして約1,300万円、おおむねその2分の1を市が負担しているというふうに伺っております。残る2分の1につきましては、協賛金及び都

の補助金、また出店料等の雑収入等のことであるというふうに伺っております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

各さまざまな自治会も協力をしていただいて、非常に協賛金も、本当に昔から集まるイベントだというふう
に認識も私もしております、ある武蔵村山の自治会では、回覧でこういった協賛金を募っているところもある
んですが、非常に多く集まるということで、皆さん地域活性化ということで、また夏のこのときを非常に楽
しみにしてる方が多いんだろうなというふうに捉えております。

この納涼花火大会を東大和市として評価というような言い方が合ってるかどうかあれですけど、どのように
捉えているかちょっとここは教えていただけますでしょうか。

○市民部長（村上敏彰君） 東大和市として武蔵村山市の観光納涼花火についての評価でございますが、市外から
多くの来場がありまして、先ほど課長の答弁にありましてとおり、会場内には6,100人、会場付近を合わせ
ますと武蔵村山市の発表ですと2万9,000人の観覧者でにぎわっていると伺っております。

この花火大会は、狭山丘陵の緑の中で打ち上げられるので、ほかの川とかそういうところで行われる花火大
会と異なりまして、自然と溶け合う美しさが魅力となり、市の観光振興に結びついてると捉えております。

こうしたことから、本市といたしましても、狭山丘陵一帯を観光資源として活用する上におきまして、近隣
市のイベント等のPR効果等を有効に活用してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

狭山丘陵を観光資源ということで武蔵村山も取り組んでいるということですが、うちも環境部のほうで取り
組んでいることで、例えばこういう時期に何か武蔵村山市と手を組んでコラボのイベントができないかとい
うことも考えていますし、またきのう、オリジナル婚姻届の婚姻・子育て応援ブックの配付ということで我々も
いただきましたが、武蔵村山の実は観光花火大会、メッセージ花火の打ち上げも募集をしておりますね。これ
1発当たり5,000円ということで、非常に多くの方がこれを希望なされて、申し込みがあるというふうに伺
っています。これは要は結婚や誕生日祝いの記念、また大切な人へのプレゼント等含めて、思いを込めた花火を
上げましょうということで、このあたり、せっかくかわいい婚姻届もつくっていただいたものですから、こ
ういったものもぜひ参考に取り組めないかなということもやっぱりあります。

やっぱり、ただ最終的には、この武蔵村山規模を実施することが東大和でまず課題として何があるかなとい
うことをちょっと教えていただければなというふうに思います。

○市民部長（村上敏彰君） 花火大会を当市で実施する場合の課題についてでございますが、3点ございます。

1点目につきましては、まず会場の問題でございます。近隣市で開催されてる内容を見ますと、単に花火を
打ち上げるだけではなく、メインステージを設けたり、模擬店によるにぎわいの創出を行っております。当市
ではそうした両方を同時に行える候補地がないというのが現状でございます。

2点目といたしましては、関係者の方々の御協力と御理解が欠かせないと考えてございます。イベント開催
におきましては、周辺住民の方々に花火の音や、あるいは人や車の混雑といった影響がございますから、十分
な理解を得る必要がございます。また、安全面の確保からも、関係団体等からも相当数の人的協力も必要とな
ります。

3つ目といたしましては、予算面でございます。武蔵村山市の場合におきましても、市からの補助金以外に

も多くの団体、企業から協賛をいただく中で費用を賄っております。当市ではうまかんべえ～祭におきまして既に地元企業から協賛をいただいておりますが、さらに協賛をお願いするとなりますと、それ相応の協賛メリットといったものを検討していかなければなりませんので、開催資金をどのように調達するかといった点につきましても十分な検討が必要ではないかと、このように考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

武蔵村山も昔はたしか花火大会だけ、入口付近に一部ありましたが、今ほどあのような盛大なイベントにはなっていないというふうに思いますので、例えば花火に特化して東大和市で例えば行える実施可能な場所についてというのがあるのかなのか、最後ちょっとそこをお知らせいただければというふうに思います。

非常に地域活性化にはつながっていく枝葉もたくさんあるものだというふうに捉えておりますし、また都の補助金も入れていただいているということもありますので、動きようによってはいろいろあるのかなというふうに捉えております。イベントはちょっと抜きにしても、花火大会自身を東大和市における実施可能な場所についてあるのかなのかを、これ最後ちょっと教えていただければというふうに思います。

○市民部長（村上敏彰君） 当市で花火大会をする場所ということでございますが、花火に限ったということではいきますと、先ほど議員さんのほうからもありましたように、昭島市では市民くじら祭におきまして、くじら祭夢花火と題する約2,000発の花火大会が開催されています。この花火大会は、昭島市民球場を打ち上げ会場といたしまして、隣の陸上競技場を観覧場所として実施をしております。

こうしたことを当市に当てはめますと、都立東大和南公園内の野球場で打ち上げをし、その西側の陸上競技場で観覧場所とするというイメージが当てはまりますけども、先ほど言いましたように実施に当たりましては費用面の確保、あるいは都立公園ですので都立公園の借用の問題、あと周辺住民の理解と協力、あと花火につきましては打ち上げかすが落下しますので、事故防止の観点から周辺道路の交通規制や立ち入り禁止区域の設定、それに従事する職員、交通整理員の確保など、そういった点もクリアしなければならないものと認識しております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） 部長のほうでありがとうございました。

場所に関して、これでもう今回はやめますが、実現可能なさまざまな要因はあります。ただ、最後は大きなものの判断もありますし、また東京都のほうの御協力もさまざまいただかなくちゃいけませんので、それはまた別の協力をちょっと考えればいいと思うんですが、実現可能、考えられる場所として今昭島のくじら祭のような形で場所が、周辺の道路だとか、武蔵村山も今当初始めたときと比べて住宅がふえたものですから、花火のかすのことは確かに武蔵村山の基地のエリア、あの辺に行ってるというようなお話も伺ってますので、なかなか始めたころとは住宅事情もだんだん変わってきてますので、ただ、やれない場所がないわけではないということのお話を今伺えたので、きょうはもうここでやめておきますが、ぜひさまざまな機会を通じて参考例になる昭島市、武蔵村山市がありますので、今後ともちょっと研究を続けていただいて、何かの機会でもたお尋ねさせていただければというふうに思いますので、どうぞ担当部としてもぜひお考えを、また研究を重ねていただければというふうに思いますので、要望させていただいて終わりたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

以上で一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、蜂須賀千雅議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 根 岸 聡 彦 君

○議長（押本 修君） 次に、10番、根岸聡彦議員を指名いたします。

[10番 根岸聡彦君 登壇]

○10番（根岸聡彦君） 議席番号10番、根岸聡彦です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回の質問は大きく農福連携について、東大和元気ゆうゆうポイントについて、うまべえの活用についての3点について質問をさせていただきます。

まず、1番の農福連携についてであります。

①農福連携に関する市の認識について伺います。

アといたしまして、農福連携の定義は。

イといたしまして、農福連携の効果は。

②農福連携のあり方についてであります。

アとして、市として描いている農福連携の姿は。

イとして、取り組みの状況と今後の課題・展望は。

大きな2番としては、東大和元気ゆうゆうポイントについてであります。

①東大和元気ゆうゆうポイント事業実施の背景について伺います。

アとして、介護予防事業に関する取り組み状況は。

イとして、東大和元気ゆうゆうポイント事業の目的は。

②東大和元気ゆうゆうポイント事業の実施について伺います。

アとして、事業に対する市のビジョンは。

イとして、事業の実施に向けた準備状況は。

ウとして、事業の実施に対する現時点の課題と課題解消に向けた施策は。

最後、大きな3つ目はうまべえの活用についてであります。

①うまべえ活用の現状について。

アとして、東大和市におけるうまべえの位置づけは。

イとして、うまべえの活用においてつくり出された効果は。

②今後の活用方法についてであります。

アとして、現時点での活用方法から発展できることは。

イ、さらなる活用に向けた展望は。

壇上での質問は以上とし、再質問につきましては御答弁を踏まえ自席にて行わせていただきます。よろしくお願いたします。

[10番 根岸聡彦君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、農福連携の定義についてであります。法律等に具体的な定義はありませんが、農業従事者の高齢化や後継者不足という農業の課題と障害者等の働く場を求める福祉の課題を掛け合わせ、相互に良好な解決を図る手法であると認識しております。

次に、農福連携の効果についてであります。高齢化が進む中で、農業経営の継続や発展を図るためには労働力の確保が必要であるという農業者側のニーズと、障害者等の働く場の確保や拡充を図りたいという福祉側のニーズを満たすことができることができることが効果であると考えております。

次に、本市が考えている農福連携の姿についてであります。現在市としての農福連携の計画などはありませんが、農福連携により後継者不足や生産性の向上等の農業の課題、就労の場の確保や障害者理解の促進等の福祉の課題解決につながることを期待できるものと考えております。

次に、農福連携の取り組みの現状と今後の課題・展望についてであります。現在農福連携として具体的に取り組んでいる事例はありません。しかしながら、農福連携の取り組みに向けましては、農業者の理解はもちろんのこと、JAを初めとする各農業団体や市内の福祉団体等が相互に理解を深めていくことが重要でありますので、引き続き調査研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、介護予防事業に関する取り組み状況についてであります。市では、平成22年度から介護予防リーダーの養成を初め、サロン活動など介護予防に関するさまざまな活動に取り組んでいただいております。また、市民の皆様とともに東大和元気ゆうゆう体操を制作し、体操普及推進員を養成し体操の普及に努めるなど、介護予防に関する事業に積極的に取り組んでおり、多くの皆様に実践していただいているところであります。

次に、東大和元気ゆうゆうポイント事業の目的についてであります。介護予防リーダーや体操普及推進員による活動は多くの市民の皆様に参加していただいておりますが、市としてはさらなる普及促進を図りたいと考えております。

このため、これらの活動に参加した場合にポイントを付与し、参加の実績を目に見える形で記録するとともに、蓄積したポイントを商品券などに交換することができる仕組みを導入するものであります。これにより、介護予防活動に参加しようという動機づけを図り、参加を継続しようとする意欲を高め、元気な高齢者をより一層ふやしていこうとするものであります。

次に、事業に対する市のビジョンについてであります。介護予防活動に取り組む高齢者が多くなれば、在宅で元気に生活する高齢者が増加するものと考えております。

こうした元気な高齢者の皆様に福祉サービスの担い手となっていただくことができれば、地域における支え合いや助け合いの社会が形成され、さらには地域の活性化にもつながるものと考えております。

次に、事業の実施に向けた準備状況についてであります。現在この事業を委託する団体やポイントの交換品を扱う事業者など、関係機関と調整を行っているところであります。

次に、事業の実施に対する現時点での課題と課題解消に向けた施策についてであります。ポイントを付与する活動やポイント交換品の選定が課題であると認識しております。多くの高齢者の皆様に参加していただきたいことから、介護予防に有効で参加しやすい活動や参加意欲が高まるような交換品を選定してまいりたいと考えております。

次に、うまべえの活用の現状に関しまして、市における位置づけについてであります。平成24年度に開催されました第1回のうまかんべえ～祭におきまして、食のイメージキャラクターとして誕生したうまべえであります。キャラクターとしての認知度の向上とともに、食に関するイベントの成功を応援する役割以外にさまざまな事業のPRにおきまして活用が期待が高まり、平成26年11月から東大和市観光キャラクターとして位置づけ、広範な事業において活用を図っているところであります。

次に、うまべえの活用における効果についてであります。自治体が公認するキャラクターといたしまして

は、稼働回数及び露出度合いがとても多く、東大和市の認知度向上等に対しまして十分な役割を果たしているものと考えております。

また、うまべえのPRと商品化につきましても、うまべえグッズ図鑑等の発行により郷土愛の醸成や販売の促進といった経済効果にも期待しているところであります。

次に、今後の活用方法として発展できることについてであります。観光キャラクターとして定着しておりますことから、東大和市商工会を初めとする市内事業者が行うイベント等での活用や皆様に愛用される関連商品の開発等に努め、産業振興の推進と市の認知度向上をさらに進めてまいりたいと考えております。

次に、さらなる活用に向けた展望についてであります。東大和市産業振興基本条例の基本理念の一つ、市の魅力を広く内外に発信し、にぎわいの創出による地域の活性化を図ると挙げております。これに基づく東大和市産業振興計画では、東大和の将来像を「人々が集い賑わい、豊かな暮らしを育む東大和」とうたっておりますことから、市と市民が一体となってさらに活用の幅を広げてまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時41分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○10番（根岸聡彦君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問をさせていただきます。

先ほどの御答弁の中で、農業従事者の高齢化という課題を挙げられておりましたが、東大和市の現状はどのようなようになっておりますでしょうか。

○産業振興課長（小川 泉君） 農業従事者の高齢化の現状についてでございますが、2015年農業センサスのデータによりますと、東大和市の農業就業人口が171人で、そのうち65歳以上が86人であり、全体の50.1%となっております。

また、この農業センサスデータから将来を推計させていただきますと、2020年には65歳以上の割合が61.4%、13年後の2030年には79.5%となるのではないかとという予測がされます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 高齢化については非常に深刻化していく可能性があるというふうに認識をいたします。

一方で、障害者側の働く場の確保という課題を述べておられましたが、市内における障害者の就労実態というのはどのようなようになっておりますでしょうか。雇用状況、賃金形態等がどのようなになっているのか、わかる範囲で結構ですので教えてください。

○障害福祉課長（小川則之君） 市内における障害者の就労実態についてでございますが、市内の障害者全てを把握することは困難でございますが、障害者就労生活支援センターの登録者で見ますと、平成29年4月現在で登録者数が115名、うち95名が継続雇用者であります。雇用状況につきましては、95名の継続雇用者のうち2割程度の方が正職員並みの雇用となっており、賃金についてはそれらの方は月給ですが、それ以外の方々は時給等の形態となっております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） わかりました。

現時点で農福連携の計画はないという御答弁でありましたが、過去において調査研究をしてみようとしたことはあったのでしょうか。もしあったのであれば、どのような調査を行ったのか、そしてどのような理由で調査を打ち切ったのか教えてください。もしなかったのであれば、調査研究をするに当たってのネックとなったのはどのような理由であったのか教えてください。

○産業振興課長（小川 泉君） 農福連携に関する調査研究についてであります。関連いたします情報の把握には努めているところでございますが、詳しい調査研究等には至っていないといった状況でございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 昨今では、さまざまな自治体で取り組みが進められていると聞いております。そういった自治体と東大和市の決定的な違いというものはあるのでしょうか。また、それはどのような点なのでしょうか。

○産業振興課長（小川 泉君） 取り組みが進められている自治体との違いについてであります。当市におきましては市内農地が市街化区域であるため、農業経営基盤強化促進法に基づきます農業上の利用を目的とする農地の賃貸借、いわゆる利用権の設定というふうな言い方をしますが、これが行えない地域であることや、複数の人を雇用できるような農業法人が存在しないといったことなどが違いであるというふうに考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） また、後継者不足や生産性の向上等の農業の課題、就労の場の確保や障害者理解の促進等の福祉の課題解決につながるものが期待できるものと考えているとの御答弁をされておりましたが、東大和市の農業の現状と障害者福祉の今後を考えたときに、市としてどのようにしていきたいとお考えでしょうか。

○市民部長（村上敏彰君） 農福連携によりまして農業側と福祉側の相互理解の醸成が図られることで、それが結果として農業における労働力の確保や障害者の働く場所の確保や社会参加につながることを望ましいと考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 農福連携の今後の展望として引き続き調査研究を進めていきたいとのことでしたが、農福連携を成功させている他の自治体の事例は把握しておりますでしょうか。

○産業振興課長（小川 泉君） 自治体としての取り組みの事例ではございませんが、東京都練馬区にございます農家さんでは、区の協力を得ながら体験農園を開設するほかに、障害者の社会適応訓練や就労への取り組みが行われております。

また、埼玉県飯能市にございますNPO法人では、障害者のための雇用の機会を提供することに焦点を置いたビジネスでございますソーシャルファームとしての農業の取り組みを実施しているという情報について把握してるところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ただいま練馬区や飯能市の方々の事例を御紹介いただきましたが、そういった先進的な取り組みの事例の中で成功している要因というのはどのような点にあると分析しておりますでしょうか。

○産業振興課長（小川 泉君） 成功の分析についてでございますが、農業を単に農産物を生産するための産業として捉えるのではなくて、目に見えない癒しであるとか治療や楽しさといった内容も提供する新たな農業と

しての位置づけをしている点ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) 農福連携を推進をしていくためには、その先進的な取り組み事例を分析し、それを当市に置きかえた場合にどのような課題があるのか、そういった分析を行い、その課題を解決するためにどのような取り組みや施策が必要なのか、またどういう機関とそういった連携体制を整える必要があるのかを明確にしていく必要があると思いますが、先進的な取り組み事例から参考にできるというふうに考えられる点としてはどのようなものがあるでしょうか。

○市民部長(村上敏彰君) 練馬区の事例のほかにも、社会福祉法人のつくった農事組合法人の取り組み事例や、社会福祉法人から農家へ障害者を派遣する事例、また社会福祉法人の農家からの請負生産事例など、多様な農業生産の取り組みがございます。どの場合におきましても、いきなり就労や雇用は困難でありますので、障害者を支援する機関等と良好な関係を築くために、相談に時間をかけながら連携していくことが重要であると考えております。

以上でございます。

○障害福祉課長(小川則之君) 福祉の側の事例でございますが、他市では就労継続支援B型などの就労支援施設と連携して成功している事例がございます。市内の障害者就労施設、いわゆる作業所等との連携が有効であるというふうにも考えられます。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) ありがとうございます。

農福連携を推進していくためにはさまざまな課題があり、それらを一つ一つ克服していかなければならないことは承知しております。取り組みの推進に当たって、市では障害者を労働力として受け入れる農業者側、また労働力を提供する障害者側、それぞれどのような課題があると考えておりますでしょうか。

○産業振興課長(小川 泉君) 障害者を労働力として受け入れる農業者側の課題についてであります。当市の実情のような都市型農業における取り組み事例が少ないこともございますことから、農業者側の全体の関心度がまだまだ低いといったことが考えられます。

以上でございます。

○障害福祉課長(小川則之君) 障害者側にもさまざまな課題がありますが、障害者の就労支援を行う支援者に農業に関するノウハウがないこと、農業就労をするための体験の場がないこと等が考えられます。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) 農福連携においては、農業者側の需要と福祉分野側の供給の関係が成り立たなければ進めることはできないと思っております。

農業者の理解という観点から、農業者がどのような点についてどの程度理解する必要があるというふうにお考えでしょうか。市の御認識をお伺いいたします。

○市民部長(村上敏彰君) 農業側の理解についてでございますが、先ほど課長の答弁にもございましたように、農業には土に触れることや野菜等の栽培を通じまして、他の業種には余りない心の癒し、健康づくり等に役立つということがございます。障害者の社会適応訓練や就労に大きく影響する効果や作用があることも報告されておりますので、このような単なる生産だけではない農業の可能性があるということにつきまして、より理解を深めていくことが重要であると考えております。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) 農業者の方々がそういった理解を深めていただくために市としてできることは何でしょうか。

○産業振興課長(小川 泉君) 農業者側の理解を深めていくために取り組めることについてでございますが、まずは障害者に適する仕事がないという思い込みや、教え方がわからない、根気が必要で大変といったイメージなどをなくすように福祉と連携した取り組み事例の周知を図ること、またそれと同時に、不安感から期待感へと結びつくような障害者との交流やふれあいの機会を提供すること等が考えられます。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) 農業者が求める労働力というのは、障害のある方のその度合いによって労働の質・量ともに異なってくると思いますが、どのような分類あるいは仕分けの仕方が必要になってくるとお考えでしょうか。先ほどの先進的な取り組み事例等の中で参考にできるようなものがあればあわせてお示しいただければと思います。

○産業振興課長(小川 泉君) 障害者の雇用等を検討する上におきまして、障害者の特性や障害者の個性に合わせた作業工程を検討する必要があるのではないかとこのように考えております。

静岡県のある農業事例におきましては水耕栽培を取り入れておりますが、養液の管理や作業も機械化、オートメーション化することが多い中、障害者の労働環境の改善を図りながら、より多くの手間をかける工程を取り入れているにもかかわらず、自動機械の使用時よりも経営の効率を高めることに成功しているような事例がございます。

こうした通常の栽培工程の見直しを行い、より多くの作業に分解することで障害者も作業可能な仕事をつくるのが重要であるというふうに考えております。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) 障害者福祉の観点からお伺いしたいと思いますが、雇用の創出と収入の確保という点について大きな効果が期待できると思うのですが、障害のある方が農作業に従事することについてどのような御認識でいらっしゃいますでしょうか。

○障害福祉課長(小川則之君) 障害のある方の中には、生活リズムが整わなかったり、対人関係が苦手なストレスを感じて就労が困難な方が多くいらっしゃいます。日中、屋外の解放された空間で行う農作業は、そのような方にとって適した労働であると認識しております。また、農作物という成果物が目に見える形で得られるということも障害のある方のやりがいにつながることを考えられます。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) 障害を持っている方々が農業に従事するためにはいろいろな制約もあるかと思いますが、どのような点に注意を払う必要があるとお考えでしょうか。

○障害福祉課長(小川則之君) 知的障害のある方や精神障害のある方の中には抽象的な表現では理解しづらい方がいらっしゃいます。したがって、作業において具体的にわかりやすい指示や業務の割り振りが必要となります。また、疲れやすいあるいは集中力が続かないという方も多く、作業にメリハリをつけたり一定の休息を設ける等の配慮が必要であると考えられます。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) 農福連携において、福祉団体の側で理解を深める必要がある点というのはどのような

ことでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） 福祉団体の側では、まず先ほど来、御質問、答弁にもありますように、市内の農業者の方ですとか、農産物の現状や課題をそれぞれ認識をいただきまして、どのような形でその農業者の方々に対する福祉側のほうの連携ができるかということなどにつきまして検討を深めるとともに、そういったことの状況を認識していただくということが大切かというふうに考えております。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 先進的な取り組みあるいはその先進市においていろいろな課題がある中で、そういった課題を解決した事例として、市として参考にできるようなものというのはあるのでしょうか。

○市民部長（村上敏彰君） 農業の形態につきましては、それぞれの地域の特色や事業規模に違いがございますことから、市の実情に当てはめて直接参考にできる事例は見つかっておりません。農業と福祉の連携スタイルも多様化しているようでございますので、市に適する連携スタイルを考えていく上におきましても引き続き調査を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 農福連携のその取り組みにつきましては、取り組みに向けては農業者の理解はもちろんのこと、JAを初めとする各農業団体や市内の福祉団体等が相互に理解を深めていくことが重要でありますとの答弁がございました。

相互に理解を深めるとは具体的にどのような状況がつけられていくというふうに認識をしておりますでしょうか。

○産業振興課長（小川 泉君） 農業者側の理解が深まった状況についてであります。農業は障害者にとっても働きやすい産業でもあるのかというふうに考えております。障害者の新たな就労の機会となることはもちろん、担い手の少なくなった農業の多様な担い手ともなり得るなど、福祉側との連携に対する関心が深まることであるというふうな状態であるというふうに考えております。

以上でございます。

○福祉部長（田口茂夫君） 障害者団体側、福祉団体側というふうな形になりますけれども、基本的には、農業者の方々と福祉の関係団体がそれぞれ課題や連携することの有効性について語り合い、交流する場を設けることがまずもっての必要性がある点ではないかというふうに考えております。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 相互の理解を深めていくために、市としてどのようなことをしなければならないのか、あるいはどのようなことができるのか、そういったお考え、あれば教えてください。

○市民部長（村上敏彰君） 今後の市の考え方についてでございますが、市長の答弁にもございましたとおり、市としての農福連携の計画などはございませんことから、何をするのか具体的な事柄は現在のところは決まっております。しかしながら、農業側と福祉側の課題解決におきましてさまざまな可能性があるかと期待できますことから、先進事例の情報収集等を含めまして調査研究するとともに、農業、福祉のそれぞれの関係者に情報提供してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 今後その調査研究を進めていくとのことでありましたが、農福連携の取り組みを推進するために市は何をしようとお考えでしょうか。

○市民部長（村上敏彰君） ただいま申し上げましたとおり、先進事例の情報収集、調査研究あるいは農業者、福祉のほうに情報提供をさらに努めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 今後の調査研究が進み、農業団体や福祉団体の理解が深まって、市の施策として取り組みが進められることを期待するわけではありますが、農福連携における市が考えている理想の姿あるいは夢と言いかえることもできるかと思いますが、農福連携について、福祉分野、農業振興の分野、それぞれに関して市としての将来に対するビジョンをお聞かせください。

○副市長（小島昇公君） 冒頭、市長からも答弁をさせていただいておりますが、農業の立場と福祉の立場、相互の理解を深めながら、連携に関する将来ビジョンということでございますけれども、なかなか今いろいろな御質問をいただいておりますので、課題や先進事例のいいところはよくわかってきております。

ただ具体的にまだ描ける段階に至っておりませんので、引き続き調査研究をしていくということですが、やはり労働力の不足を障害者の方に補っていただくという機会的なことだけではなくて、やはり市民の皆様への御理解をいただいて、市内の地産地消の必要性を皆さんに理解していただく中で、生産の段階ですとか販売の段階ですとか、障害者の方のお力もいただくというようなことを総合的に調査研究していく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

農福連携につきましては、市としての検討はこれからということだと思います。現にさまざまな自治体で具体的に検討が進められ、実践されている自治体もふえてきております。農業者側における障害者に対する理解の問題、就労を受け入れる体制の問題、労働条件の問題等々、乗り越えていかなければならない課題がたくさんあります。

一方、労働力を提供する障害を持っている方々の側にとりましても、農業に対する適性の問題、障害のレベルに応じた作業内容の調整、農業者とのコミュニケーションに関する問題等、こちらもさまざまな課題があることは重々承知しております。

しかしながら、市がそれぞれの関係者との間に入り、課題解決の調整役として機能することができれば、農福連携は必ず前に進んでいくものと確信をしております。まだ検討は始まったばかりだと思いますが、農業者の人手不足と高齢化を解消し、障害者の就労機会がふえ、かつ安定的な収入の確保につながるものでもあると思いますので、遠くない将来に東大和市においてもその農福連携の制度が立ち上げられ、市の活性化の一つになることを期待して、最初の質問を終了いたします。

2つ目の元気ゆうゆうポイントについてでございます。

介護予防の取り組みについて、介護予防リーダーの方々にはさまざまお取り組みをいただいていることは十分認識しておりますが、対象となる高齢者の方々の認知度、または各種活動への参加状況というのはどのように把握しておりますでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 介護予防リーダーの方々の活動に関する認知度あるいは参加状況についてであります。第7期の介護保険事業計画の策定の基礎資料として行いました準備調査によりますと、介護予防リーダーの活動の柱である東大和元気ゆうゆう体操につきまして、要介護認定を受けていない一般高齢者の

47.6%の方が知っている」と回答しております。しかし、体操に参加している割合を問いますと、7%の方の参加という状況であります。

参考までに申し上げますと、平成26年3月の第6期介護保険事業計画における準備調査では、知っている方の割合は28.4%、それから参加している方の割合は3.4%でございました。このことから、介護予防リーダーの方々の御努力によりまして認知度や参加割合は上昇しているものの、さらなる対応が必要であると考えております。

以上であります。

○10番（根岸聡彦君） 東大和元気ゆうゆう体操に関していえば、全ての会場を回って確認したわけではありませんけれども、さまざまな会場で参加人数が減っているように見受けられます。市としての御認識と、その要因をどのように分析しているのか、また今回の東大和元気ゆうゆうポイントとの関連性について御説明をお願いいたします。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 体操普及推進員からの聞き取り調査によりますと、体操の参加者の総数は平成26年度におきましては412名であるのに対しまして、平成28年度では407名とおおむね横ばいという状況であります。

市としましては、体操普及推進員の養成や活動場所の周知も行っているところですが、その効果は限定的であると認識しております。要因といたしましては、一般的に高齢者の方の活動の多様化というものが考えられるところであります。

元気ゆうゆうポイント事業は、このような状況を少しでも改善し、元気ゆうゆう体操のような介護予防事業に現に参加している方にはその活動を継続していただき、何も活動されていない方には参加していただくことを促すというのを目指して導入するものであります。

以上であります。

○10番（根岸聡彦君） 東大和元気ゆうゆうポイント事業の目的は介護予防事業のさらなる普及促進であり、活動への参加実績を目に見える形で記録するとともに、蓄積したポイントを商品券などに交換することができる仕組みを導入するとの御答弁でありました。

現在考えているその商品券というのは、東大和市内のみで利用可能なオリジナルの商品券なのでしょうか。それとも市外でも利用可能な一般的な商品券というものを考えているのでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） ポイントの交換対象につきましては、例示といたしまして商品券というものを挙げさせていただきました。具体的なものは現在検討中であります。

なお、御指摘の市の区域内のみで利用可能なオリジナルの商品券につきましては、かつて商工会によるプレミアム商品券がございました。ただ、この事業ではオリジナルの商品券の開発、活用は想定しておりません。

既存のものにつきましては、市の区域内のみで使用可能なものとして、ポイントをためる形式のやまとスタンプカードがございました。市の区域外でも使用できるものとして、各種のポイントサービスカードやプリペイドカードなどがございました。

こうした商品券のほかに、各種の商品も交換対象として考えられますが、調達の経費とその効果を考慮しながら引き続き検討を進めてまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

○10番（根岸聡彦君） ポイントをためた割に商品がみずばらしいものだと介護予防の普及促進への効果は期

待できないものになってしまう危険性がありますし、商品が豪華過ぎても財政的な観点から長続きせず、いつときのイベントという位置づけだけで終わってしまうことにもなりかねないと思います。この点は考慮しているとは思いますが、参加者に与えられる商品、商品券という例示がございましたけれども、そういった金額というのはどの程度のものを検討しているのでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） ポイント制におきまして交換品を用意することは参加意欲を喚起し、継続意欲を高める効果を有するもの、すなわちインセンティブとして大切なものと認識しております。

しかし、御指摘のとおり、交換品の額が少額である場合にはその効果が限定的でありますし、高額である場合は事業の継続性に影響を与えるものであります。このことは、所定のポイントに達成した全ての方に交換品を付与することを想定した場合に当てはまることですが、これとは異なり、年間何名までというように参加者を絞り込む方式もございます。

また、参加者を絞らずに予算額を抑える方式としては、ポイント獲得者に対して抽せんで交換品を付与する抽せん制度もございます。

いずれも一長一短がありますが、これらを組み合わせて実施するということも考えられますので、制度設計におきましては何を交換品とするかとともに、どのような形で交換品をお渡しするかにつきましても検討事項として、制度の持続性とインセンティブ効果を考慮しながら基本的な仕組みを構築してまいりたいと考えております。

以上であります。

○10番（根岸聡彦君） 今この場で金額的に幾らぐらいのもの、あるいは何名を対象にしてというような答えは非常に難しいと思います。しっかりと検討を重ねていただきたいというふうに思います。

その東大和元気ゆうゆうポイント事業ですけれども、いつからのスタートを考えているのでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 関係機関との協議がまだまとまっておりませんので、確実な時期は未定であります。担当者といたしましては、この秋には事業を開始できるように関係機関や関係者の調整に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

○10番（根岸聡彦君） この秋にはという御答弁でございました。

平成29年度の予算書191ページに東大和元気ゆうゆうポイント事業委託料として464万1,000円という金額が計上されておりました。この464万1,000円の明細と根拠について、どこに対してどのような委託をし、それがどの程度になるというもくろみがあるのが御説明をいただけますでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 予算の内容の件でございますけれども、委託料として計上したものは人件費、事務費並びに交換品の経費であります。

なお、委託先につきましては現在調整中であります。

以上であります。

○10番（根岸聡彦君） 東大和元気ゆうゆうポイント事業に関して、ほかに予算化しているものというのはあるのでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） この事業に関しましては、先ほど御答弁いたしました予算のみであります。

以上であります。

○10番（根岸聡彦君） その活動に参加した人たちにポイントを付与し、蓄積したポイントで商品がもらえる

というのは非常に単純でわかりやすいと思います。現在関係機関と調整を行っているところであるとの御答弁でありましたが、現在どのような調整を行っているのか、市としてどのような方向性あるいは着地点を考えているのか、そのあたりの進捗状況について教えてください。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） この事業は、高齢者を対象とした事業であります。このため、高齢者にとってわかりやすい内容にしたいと考えております。また、ポイント付与の対象となる活動は、ボランティア活動として実施されているものであります。制度の運用には、このようなボランティア活動の主催者に御協力をいただく必要がございますことから、運用面においてなるべく手間のかからないものを採用したいと考えております。

こうしたことを基本に、事務局機能を有する受託者や交換品の種類、交換方法などについて調整しているところであります。

以上であります。

○10番（根岸聡彦君） 元気ゆうゆうポイント事業のその実施についてであります。現在介護予防リーダーとして活躍されていらっしゃる方々、体操普及推進員の皆様、その他介護予防に携わっていらっしゃる方々に対する説明というのはいつどのような形で行われ、どのような反応があったのでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 現段階では具体的な説明は行っておりませんが、関係機関との調整の進捗状況を勘案しながら、介護予防リーダーや体操普及推進員の方々に必要な説明を行ってまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

○10番（根岸聡彦君） ただいまの御答弁ではまだ説明はされていない、これからということでした。

先日、とある介護予防リーダーさんとお話した際に話が出まして、その元気ゆうゆうポイントのことで、やはり何も知らされていないということをお話されておりました。

これからお話をするということですが、そういった介護予防リーダーを初めとする関係者の方々に対して、いつどのような形で周知がなされるのか、この事業に対するさまざまな意見、要望あるいはそういった話し合いの中で、説明の中で修正案というものも出されるかもしれませんが、そういった案が出されたときにどのような対応が可能なのでしょう。またどのように対応していこうとしているのか、そのスケジュール感もあわせてお聞かせください。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 説明の時期についてであります。先ほど御説明いたしましたように、介護予防リーダーの方や体操普及推進員の方々に対しましては、関係機関との調整の進捗状況に応じて行う予定であります。

なお、これらの方々からさまざまな御意見、御要望が出された場合には真摯に対応したいと思いますけれども、この事業には介護予防リーダーの方や体操普及推進員の方々の活動を支援するという趣旨も含まれております。また、ポイント付与の事務も極めてシンプルにしたいと考えております。このため、比較的受け入れていただきやすいものと考えております。

以上であります。

○10番（根岸聡彦君） 介護予防リーダーさんや体操普及推進員の方々の活動を支援するという要素も含まれているのであれば、ぜひそういった方々の声にもしっかりと耳を傾けていただきたいというふうに思っております。

その活動についてですけれども、ポイントの対象となる活動、ならない活動、それぞれあると思います。市としての線引きはどのように考えているのでしょうか。また、こういったことも介護予防リーダーの方々の調整が必要になるというふうに思われますが、その点はいかがお考えでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） まだ検討中の部分もございますけれども、この事業の目的が介護予防活動への参加者の増加と定着ということでありますので、ポイントの付与の対象となる活動というのは、介護予防リーダーの方や体操普及推進員の方の各種の活動を典型的なものとして想定しております。

また、市の事業でありますので、一般的には採用できないもの、例えば営利、宗教、政治を目的として行われるものは対象外とする予定であります。

以上であります。

○10番（根岸聡彦君） ポイントの付与の仕方についてですけれども、ポイントは誰がどのような形で付与していくのでしょうか。またそのポイントは誰がどのように管理をしていくことになるのでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） ポイントを付与する活動につきましては、所定の登録手続を用意したいと考えております。このような登録を経た活動の主催者には、基本的にはスタンプの管理と台紙を持参した参加者に対して押印するという作業をお願いすることを想定しております。押印も1活動参加で1ポイントというように明快なルールで運用してまいりたいと考えております。

なお、台紙は参加者自身が管理するものですので、押印されたポイントにつきましても参加者自身が管理するものと考えております。

以上であります。

○10番（根岸聡彦君） ポイントについては、例えばやまとスタンプの場合はいっぱいになると500円分の買い物券として使えます。他の家電販売店やガソリンスタンドで行っているポイント制度では、たまったポイントの一部利用することで利用相当分のポイントが引かれて差額が残ります。市として今現在イメージしているポイントの使い方というのはどのような形になるのでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 御指摘のポイント制はICカードを利用したものと思われれます。ICカードを利用した場合、獲得ポイントの部分的な使用なども可能であります。ただし、ICカードによるポイントの獲得は、システムの導入のため初期投資が必要であるだけでなく、屋外の公園で活動している場合にどのようにポイントを記録するかなどさまざまな課題もございます。また、ICカードの場合には、参加した実績が目に見える形で記録されないものであります。こうしたことから、現段階においてはICカードの採用というものは考えておりません。

この事業は、高齢者が対象者であること及びどのような活動場所でも運用できる必要があること等を考慮して、スタンプ台紙に押印するという比較的簡単なものを想定しているところであります。

以上であります。

○10番（根岸聡彦君） ポイントあるいはそのポイントカードについてであります。そういったカードの譲渡であるとか販売とかは想定はしていないかもしれませんが、当然あり得ることだと思います。そのあたりは承認するあるいは黙認するというスタンスでいらっしゃるのか、また別なお考えがあるのかお伺いいたします。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 市といたしましては、ポイントの譲渡や売買は許容しておりません。この事業は、介護予防活動への参加を促し、現に参加した方にポイントを付与し、交換品との交換という仕組みにより

活動を継続していただくということを意図しております。このため、譲渡や売買はその趣旨を逸脱するものと認識しております。この点は周知してまいりたいと考えております。

以上であります。

○10番（根岸聡彦君） わかりました。

ポイントがもらえる方というのは、介護予防活動、そういった体操等に参加をした人だけなのでしょうか。シルバー人材センターに登録をし、ボランティアまたは有償で作業した人も広い意味では介護予防に携わっている方の範疇に入るのではないかというふうに考えるのですが、市の見解はいかがでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 市が養成いたしました介護予防リーダーや体操普及推進員は、その自発的な活動を通して介護予防を広く市民に普及させることを目的としております。

このようなことを踏まえ、市といたしましては、ポイントを付与する対象として、まずこれらの方々の活動を想定しているところであります。

なお、介護予防という用語は広がりのある言葉でございますので、活動目的あるいは継続性などを勘案して、適当と認めるものも取り込む余地を残してまいりたいと考えております。

以上であります。

○10番（根岸聡彦君） また、現在介護予防リーダーとして東大和元気ゆうゆう体操を行ったりサロン活動を行っている方々の扱いというのはどのようになるのでしょうか。長年介護予防活動で尽力をされてきた方々が御自身の行っている活動に対して、それが無償であれ、有償であれ、対象外となれば、今後の活動の担い手の確保という点に大きな影響が出てくるものと思われませんが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） この事業におけるポイントは、介護予防に資する活動を現に行った方にポイントを付与するというを想定しております。このため、活動の主催者や指導者の方もその内容を一緒に実践することにより、御自身の介護予防に資するものと認識しております。

また、介護予防リーダーや体操普及推進員の方々の活動は、介護予防の普及にとってかなめとなりますが、この活動が継続的に行われるためには、これらの方々のモチベーションの維持が重要であると認識しております。このため、介護予防リーダーや体操普及推進員の方々もポイントの付与の対象にしたいと考えております。

以上であります。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

ポイント付与の仕方についてはこれから詳細を詰めていくと思われませんが、ぜひその介護予防活動に従事されているリーダーの方々あるいはサロン活動を行っている方々に対してもそのポイントを付与していただけるように十分な検討を進めていただきたいと思います。

今後、東大和元気ゆうゆうポイント事業を推進していくに当たり、現在さまざまな団体と調整を行っていると思いますが、ポイントの交換を行う事業者と詰めていかなければいけない点というのはどのようなことでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 先ほども御説明いたしました、現在関係機関と調整中でありまして、その調整内容といたしましては、交換品としてどのようなものを選定するか、そしてどのような形で介護予防活動に参加した方にお渡しをするかということでございます。

以上であります。

○10番（根岸聡彦君） また、介護予防リーダーの方々への説明等についてはこれからという御答弁もござい

ましたが、介護予防リーダーの方々とは詰めていかなければならない点としてはどのようなことが挙げられますでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） この事業は、介護予防リーダーあるいは体操普及推進員のボランティア活動をしていただいている方々にポイントを付与する、つまり参加者の台帳にポイントを押していただくということの協力が不可欠であります。このため、具体的なポイントの付与に際する注意点ですとか、それから参加者の方々に対する周知といったものをこれから詰めて、こういった方々に周知をしていきたいと、このように考えております。

以上であります。

○10番（根岸聡彦君） ポイントの付与につきましては、その作業については介護予防リーダー、体操普及推進員の方々の作業となるということであり、この作業については介護予防リーダーの方々から善意に行う、性善説にのっとって行っていくものというふうに理解をいたしました。

東大和市における介護予防を推進していくために、東大和元気ゆうゆうポイント事業というのは非常に有効なものであるというふうに考えております。しかしながら、そのやり方を間違えると、現在介護予防活動に従事していただいている介護予防リーダーを初めとするさまざまな方々のモチベーションを低下させ、ひいては介護予防の取り組み全体を衰退させることにもなりかねない、そういったリスクを含んでいます。

せっかく立派な事業を立ち上げ、予算もつけ、取り組みを強化させていこうとしているわけですから、細かなことであっても、サロン活動を初めとするそういった介護予防の取り組みを行っているリーダーさんたちの意見や要望をしっかりと聞いて、リーダーの方々も、このやり方だったら私たちも頑張ろうと言っただけのような関係性や体制の構築、制度の拡充、整備を図っていただくことを切にお願いをし、2つ目の質問を終了させていただきます。

最後、うまべえの活用についてであります。

もともとグルメキャラクターとしてスタートしたうまべえであります。平成26年11月から東大和市観光キャラクターとして位置づけ、広範な事業において活用を図っているとの御答弁でした。

うまべえは現在どのような事業に活用されているのでしょうか。

○市民部副参事（宮田智雄君） 現在の利用状況についてでございます。

平成26年にうまべえを東大和市観光キャラクターの位置づけとして変更するとともに、うまべえの知的財産権を整えた上で、現在うまかんべえ～祭やスイーツウォーキング等の観光イベントにおけるPR活動や、観光グッズ等の商品開発及び販売促進につながるモチーフとして活用しているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 先ほどの御答弁では、自治体が公認するキャラクターといたしましては、稼働回数及び露出度合いがとても高く、東大和市の認知度向上等に対して十分な役割を果たしているとのことでありました。

一方で、市長のお話の中で、以前東大和市の認知度は26市中25位であるといったことが何度となく聞こえております。これはある意味でちょっと矛盾しているようにもとられるのですが、うまべえの活用効果について、再度詳細な御説明をお願いできますでしょうか。

○市民部副参事（宮田智雄君） うまべえの活用効果についてでございます。市内はもちろん、他の地域においてもイベント等に積極的に参加し、多くの方々に認知されるよう運用してまいりましたことから、市民の認知

度や郷土愛の醸成にも結びついてきていると考えております。

また、一方では、その認知度と郷土愛を生かしてうまべえ関連商品を市内事業者に考案していただくなど、キャラクターをモチーフとすることで効果的なPRと購買力の促進を図ることができ、単なるにぎわいの創出だけではなく、地域経済に一定の効果をもたらしていると考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 東大和市の認知度につきましては、それが全てうまべえの活動によるものではありませんので、その順位がうまべえの活動によってもたらされたものとは思いませんし、それをうまべえのせいにするのも非常にかわいそうなことでありますので、認知度につきましてはまたさまざまな角度から高めていくような取り組みは必要になるのかなというふうに考えております。

うまべえについては、2015年のゆるキャラグランプリにおいて東京都で第1位、全国で94位に輝いたわけですが、その後、そういった全国規模の大会には参加をしていないように見受けられます。その理由はどのようなところにあるのでしょうか。

○市民部副参事（宮田智雄君） 全国規模の大会等に参加していない理由についてであります。2015年のゆるキャラグランプリにおいて全国で第94位、また東京では第1位に輝きましたことから、その成果を生かし、市民から愛され続けるキャラクターとして産業振興や観光事業といった枠にとらわれずに活躍するよう、PR戦略から活用の推進に重きを置いたことによるものであります。

今後も、地域で育てられるキャラクターうまべえを目指す上において、その活用の可能性や有効性を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 確かに、ここ最近ですけれども、各自治体のゆるキャラに対するそのブームというのは過ぎてきている感が否めないものであります。そこにあくまでも何が何でもしがみつくとはい必要はないと思いますが、市内のイベントのみならず、その東大和市の知名度アップを目的としてうまべえを使って、市外に打って出るといった考えは現時点でございますでしょうか。また今後についてはいかがでしょうか。

○市民部長（村上敏彰君） うまべえを使いまして市外に打って出るといふことについてでございますが、東大和市の知名度アップに効果が期待されると判断いたしましたイベントにつきましては、産業振興課の人員体制が整い次第、市外でありましても積極的に参加をしていきます。

具体的には、ことし7月に東京ドームで開催されます第88回都市対抗野球大会に合わせましてゆるキャラまつりと物産展が開催されますが、そこでうまべえ関連グッズを中心とした商品の販売とPRを行う、そのことにつきまして現在相手方と調整を進めると、こういったところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） そういった積極的な活動はぜひ進めていただきたいと思っておりますし、私も応援をしたいというふうに思います。

今現在市内のさまざまなお店でうまべえグッズやクッキー等が販売をされておりますが、こういった民間の業者がうまべえ関連の商品の開発や販売を行うことについて、市に対して何か申請等の手続をする、あるいは報告をする必要があるのでしょうか。またその際に費用等が発生をするのでしょうか。

○市民部副参事（宮田智雄君） 商品の開発及び販売に関する市への届け出等についてであります。うまべえの使用に関しましては、東大和市観光キャラクター「うまべえ」の使用に関する要綱及び東大和市観光キャラ

クター「うまべえ」の着ぐるみ貸出要綱を制定し、この要綱に基づきまして、使用を希望する市民の皆様や事業者の方々には申請手続きをしていただいております。申請内容が要綱の規定に適合してございましたら承認通知書を発行しております。

さらに、使用に伴います費用等につきましては、貸し出し中に発生しました損害への御負担以外は特に発生はいたしません。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 民間事業者のうまべえの活用についてですが、市はどのように評価をしておりますでしょうか。また、今後さらに活用の拡大を図ってもらうためにどのようなことをしていく必要がある、あるいはどのようなことができるというふうにお考えでしょうか。

○市民部長（村上敏彰君） うまべえの活用に関する評価と今後の拡大に向けてできることでございますが、民間事業者におけるうまべえをモチーフとしたグッズ等の開発によりまして、商品自体の評価にプラスの影響を与えるだけではなく、知名度や話題性といった意味合いからもキャラクター自身の付加価値も大いに増しております。コミュニケーション戦略の一つとして、市の観光事業に大きく貢献しているものと考えております。

また、活用の拡大といった点につきましては、先ほども申し上げましたけど、既に発行しておりますキャラクター関連商品をまとめて掲載したグッズ図鑑などを用いたPR戦略をさらに強化するとともに、例えばふるさと納税の返礼品等での使用拡大などに取り組むなど、グッズを取り扱う事業者の応援に結びつくような取り組みをしてみたいと、このように考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） そのうまべえの活用が市の活性化につながるようなお取り組みをぜひお願いをしたいと思います。

4月から新学校給食センターがスタートいたしました。うまべえがプリントされた食器を新1年生が使用しておりますが、このうまべえ食器に対する評判というのは把握しておりますでしょうか。

○給食課長（斎藤謙二郎君） うまべえ食器についてでございますが、新1年生児童からは好評ということで声をいただいております。給食を楽しくする効果はあると聞いているほか、新1年生児童の保護者の方からは、かわいいとかいいねといった声をいただいております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 先日とある市民の方から言われたんですが、立川市では、小学校に入学した児童に対し立川市のキャラクターがプリントされたランドセルカバーが配られており、それが非常にかわいいという話を伺いました。

東大和市でも新1年生に配られるランドセルカバーがあると思いますが、そこにうまべえをプリントしたらいかがかというふうを考えるのですが、これは当然のことながら、新たなものをつくるとなると費用がかかるわけですが、この場合、ランドセルカバーに新しいプリントをするための版をつくっていくことになると思いますけれども、必要な経費というのはどのような項目で幾らぐらいかかってくるものなのでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） ランドセルカバーにつきましては、児童の交通安全対策の一つとしまして土木課で予算化しております。

どの項目かっていうことでございますが、2款総務費の交通安全推進事業費の中の事業費の消耗品費の中で計上しております。平成29年度の当初予算につきましては、平成30年度の新1年生用としまして800枚分を

計上してございます。

必要な経費についてでございますが、印刷製造業者に確認しましたところ、新しくプリントするためには版面代が新たに生じまして、およそ2万円程度かかるということで聞いてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 新たな費用ということであれば2万円という御答弁でありました。通常の800枚をプリントする費用は別途かかってくるわけでありますが、これは毎年の費用ということで、そこは変更がないというふうに理解をしております。

プラス2万円のできるというのであれば、ランドセルカバーにうまべえがプリントされることで小学校の新1年生も学校に行くのがより楽しくなり、保護者の観点からもうまべえの認知度がさらにアップし、教育効果も見込めるのではないかと、過大な期待になるかもしれませんが、そういう期待が持てるのではないかと思う次第であります。

この点について、実際にそのランドセルカバーへのプリントをしていただきたいと思うのですが、市としての御見解はいかがでしょうか。

○都市建設部長（直井 亨君） ランドセルカバーへのうまべえの活用につきましては、うまべえの認知度を上げていくことやさまざまな箇所で使用することにより保護者の方を初め市民の方々へのさらに浸透していくものとして有効であると考えます。

一方、ランドセルカバーの目的は、新1年生からの小学生の通学の安全確保であり、車両等からの危険の回避を促すものであります。こうしたランドセルカバーの本来の目的や教育委員会の考え方なども考慮して考える必要がございますので、うまべえのランドセルカバーへの活用については今後研究していきたいと考えます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 今後研究をしていっていただけるということでございますが、実際に、当然のことながら、これ予算措置をしていく必要があります。予算措置をして実現をするという仮定の話になりますけれども、そのスケジュール感としてはどのようなものになっていくのでしょうか。

○都市建設部長（直井 亨君） スケジュール感としましては、今後来年度予算を年度末に向けて作成していくわけですが、そこに向けて考えさせていただきたいというふうに私どもとしては考えております。

○10番（根岸聡彦君） 年度末に向けて予算化をしていくということは、もし話がうまく進んでいくということになれば、これは来年度の4月に配付されるという理解でよろしいのでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 今年度、万が一予算化されるという想定のもとで考えるのであれば、来年度の4月に向けてうまべえのプリントをしたものを配付することは可能であると考えます。

以上でございます。

○都市建設部長（直井 亨君） 今課長から申しあげましたけど、今年度予算ではあくまでも予算化されておられませんので、現在の予算では来年度に配付するという事はちょっと不可能でございますけれども、今後予算当局とも調整しながら、私どもとすれば予算化に向けて努力していきたいというふうに考えてるところでございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

土木課長のほうから万が一という御答弁がありましたけれども、万が一ではなく、もう少し確率を高めていただければと思います。

恐らく、おっしゃりたいことは、今年度予算要望を立てて、それが通れば、次年度、この版をつくる作業を行って、その翌年、再来年度の実施というのが通常の流れになっていくのかなというふうに予想はしておりますが、ランドセルカバーのプリントにつきまして、当然その来年実施をしていただきたいという思いはございます。そのためには、当然のことながら、今年度中に補正を挙げるが必要になってくると思います。次年度の新1年生に配付が間に合うのであればぜひお願いしたいとは考えておりますが、ただ、時期はともかくとして、児童や保護者に対するうまべえの認知度アップにつながるものでございます。

このランドセルカバーにつきましては、交通安全の観点から土木課の担当になっておりますが、教育の分野におけるうまべえの活用ということに関して、教育委員会のほうで何か御所見があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長（真如昌美君） 入学したばかりの子供たちにとって、かわいいキャラクターがついたランドセルカバー、背負って学校に行くようになれば、今よりもさらに学校が好きになって明るく通ってくれるんじゃないかなというふうに思ってるところであります。

その中で、今までもキャラクターのようなものついてるんですけども、それがさらに東大和市のキャラクターがつくということによっては一層地元の学校に対する愛着も湧くんじゃないかなというふうに思ってる場所ですので、教育委員会としてはそういうことにつきましてできる限り応援をしていきたいと思っておりますし、またさまざまな形でこちらも知恵を出しながら、このランドセルカバーだけではなくて、ほかのことについても土木課と協力をしながら形を整えていきたいというふうに思ってるところであります。

以上であります。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

今回、うまべえの活用について伺わせていただきました。最後、ランドセルカバーのところが中心になってしまいましたけれども、これは非常に立川市の事例でいきますと、お子様のみならず、保護者の方からも非常に評判がいいということをお伺いしておりますので、東大和市におきましてもぜひ実現をしていただけたらというふうに思います。

また、教育委員会のほうにもオリジナルのキャラクターがございますので、うまべえとコラボレートした形でそういったものが実現できたらより一層高い効果が期待できると思いますので、実現に向けた御検討をよろしくお願いいたします。

以上で今回の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、根岸聡彦議員の一般質問は終了いたしました。

ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時51分 休憩

午後 1時29分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 実 川 圭 子 君

○議長（押本 修君） 次に、4番、実川圭子議員を指名いたします。

〔4 番 実川圭子君 登壇〕

○4番（実川圭子君） 議席番号4番、実川圭子です。通告に従い一般質問を行います。

今回、環境月間にちなみ、下水道についてと緑の基本計画について質問いたします。

私は、ことし1月に多摩川上流水再生センター、4月には清瀬水再生センターの見学に行きました。清瀬水再生センターは、東大和市を含め近隣9市の汚水を処理して柳瀬川に放流していますが、その微生物による処理方法の仕組みを実際に見せていただくことで高い技術での処理について学んだと同時に、処理の限界があることについて疑問も感じました。

また、毎年私の所属する団体の企画で、首長によるシャボン玉メッセージを尾崎市長にも寄せていただき、環境にも人にもやさしい石けんの利用を進める意義なども改めて感じているところです。

そこで、下水処理に関する環境への影響がどのようなものか伺います。

ア、油類・化学物質などを下水道へ流すことでの環境への影響は。

イ、公共下水道への未接続世帯について現状と今後の対応は。

次に、②不明水を減らすための対策について伺います。

通常は下水処理場内でポンプアップするためのポンプが1台稼働しているところ、雨が降ると3台稼働し、台風など大雨のときには6台稼働することもあるとのこと。多摩地域の汚水は雨水と分流式で別々の管を利用していますが、下水管に雨水が流れ込むことで不明水がふえてしまいます。そうすると処理費用の分担金の額もふえます。下水料金を抑えるには、この不明水の流入を防ぐ必要があると考えますが、その対策について伺います。

次に、③下水道使用料の現状と今後について伺います。

一般会計繰入金に依存せず独立採算制を高めたいとして、市民の皆様にも御理解をいただき、下水道料金は昨年8月に約3割値上げしたところです。しかし、前回の定例議会では、補正予算で一般会計からの繰入金の補正額が1億4,535万円にもなりました。

今後10年間の収支計画に基づく値上げだったはずですが、8カ月で1億円以上の不足が生じるようでは今後さらなる資金不足が予想されると考えますが、どのように対応していくかなどお伺いします。

次に、④下水道事業の理解促進のための広報や見学会などについて伺います。

今回実際に水再生センターを見学し、ふだん意識することのない生活排水などについてなるべく環境に負荷をかけないような取り組みを市民一人一人が行っていく必要性を実感しました。ぜひ多くの方に見学していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

次に、2、緑の基本計画についてです。

今年度から2カ年かけて東大和市緑の基本計画の改訂に取り組まれるとのことで、改めて緑の基本計画を見ますと、平成11年に策定された18年前の計画ですが、よい内容が多く見受けられました。緑の基本計画について、これまでどのようなことをしてこられたのか、実現できたことは何かをしっかりと点検して今後の改訂に取り組んでいただきたいと思います。

そこで、今回は現在の緑の基本計画にある緑の方針のうち、緑の拠点とネットワークをつくる、緑のあふれるまちをつくるについて、都市マスタープランにも同様の記載があることから、ここでは、①狭山丘陵と河川を結ぶ緑のネットワークについて、②緑と花があふれるまちをつくるための取り組みについてとして伺います。

また、恐らくは緑の基本計画に沿った事業を進めるに当たり協力をさせていただけるであろうみどりの推進委員についてどのような役割かなど伺います。

最後に、④緑の基本計画改訂の進め方について伺います。

以上でこの場での質問は終わりにさせていただきます。再質問については自席にて行わせていただきます。よろしく願いいたします。

[4 番 実川圭子君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、油類・化学物質等を下水道へ流すことでの環境への影響についてであります。当市の家庭や事業所から排出される汚水につきましては、下水道管渠により流下し、清瀬市にあります清瀬水再生センターで処理を行い、公共用水域である柳瀬川に放流されております。

清瀬水再生センターからの放流水につきましては、公共用水域への排水基準に適合した水質に処理を行い放流しているものと認識しております。

次に、公共下水道への未接続世帯についての現状と今後の対応についてであります。公共下水道に未接続の世帯につきましては、平成28年度末におきまして約390世帯と認識しております。

公共下水道への接続の御相談等につきましては、丁寧な説明を行い、接続のお願いをしているところであります。

今後につきましても、下水道へ接続していただけるよう、未接続世帯に対する接続促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、不明水を減らすための対策についてであります。下水道施設の適切な維持管理を行うことが不明水対策へつながるものと考えております。そのため、下水道管渠調査を実施し、調査結果から清掃をするほか、下水道管渠の異常箇所が発見された場合につきましては、状況の確認をしながら補修工事等を実施し、下水道施設の適切な維持管理に努めているところであります。

次に、下水道使用料の現状と今後についてであります。平成28年7月1日から下水道使用料を改定し、新たな料率により算定を行っております。このことによりまして、平成28年度の調定額といたしましては約12億3,800万円で、前年度に比べ1億6,900万円の増となっております。

今後につきましては、下水道事業の健全な運営を図るため、3年ごとに定期的な見直しのための検討を行い、下水道使用料を適正な水準としてまいりたいと考えております。

次に、下水道事業の理解促進のための広報や見学会などについてであります。市民の皆様は下水道事業の内容を御理解いただくため、毎年9月10日の下水道の日に合わせたパネル展示や市報などによりまして下水道事業について御理解いただけるように努めているところであります。

なお、下水道施設の見学会につきましては実施しておりません。

次に、狭山丘陵と河川を結ぶ緑のネットワークについてであります。平成11年に策定しました現行の緑の基本計画におきましては、狭山丘陵を核とし、市街地の緑の拠点等を緑道や河川、幹線道路等で相互に結ぶ緑のネットワーク整備を推進することを位置づけております。

次に、緑と花があふれるまちをつくるための取り組みについてであります。現在環境市民の集いにおきまして温暖化対策と緑化推進を目的にゴーヤの苗や種を配付するとともに、緑のボランティアに協力を得て東大和市駅前花植えを実施しております。

次に、みどりの推進委員の役割についてであります。東大和市みどりの保護・育成に関する条例に基づき、地域の緑化団体の育成や連絡調整のほか、自然破壊の監視など6項目を役割としております。現在はみどり

の推進委員につきましては委嘱しておりません。

次に、緑の基本計画改訂の進め方についてであります。改訂に当たりましては、緑に関する現況や課題を整理し、市民意向を把握しながら、緑化の目標及び緑化推進の施策などにつきまして庁内の委員会及び学識経験者や関係団体などで構成します懇談会などにおいて検討を進めていく予定としております。

また、改訂作業につきましては、平成30年度の計画期間満了に合わせまして、平成29年度から2カ年にわたり進めてまいります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○4番(実川圭子君) ありがとうございます。

それでは、順次再質問させていただきます。

まず下水道についてなんです。東大和の汚水は清瀬の水再生センターで処理をされて、そこで処理をされた水は河川に流れて、そこから海へと流れていくということだと思います。その中で非常に高度な処理が行われているということが見学してわかったんですが、だからこそ、そこから河川にもうすぐに行ってしまう、私たちが使った生活排水が処理場を経てすぐに河川に出てしまうということで、私はそこでの処理し切れないものというのが幾つかあるのではないかというふうに感じたわけです。

家庭で排出している例えば洗濯用の洗剤ですとか、台所用の洗剤ですとかシャンプー、洗顔料とか歯磨き剤とか柔軟剤とか、さまざまな合成洗剤や化学物質を流していると思いますけれども、それらの環境への影響というのを市ではどのように認識をされているのかまずお伺いしたいと思います。

○下水道課長(廣瀬 裕君) 水再生センターからの放流水の公共用水域への影響についてでございますけれども、先ほども市長からも御答弁いただいておりますとおり、公共用水域への排出基準に適合した水質を水再生センターで処理を行いまして放流しているため、環境への影響は少ないものと考えております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 私もそれを調べたところ、例えばことし赤潮が発生したというニュースがあったと思いますが、この赤潮の原因になるような物質の一つにリンというものがある、その濃度が高いと赤潮が発生しやすいというような状況もあると思います。通常の河川ですと、そのリンの濃度というのが1リットル当たり大体0.3ミリグラム以下と言われておりますけれども、この放流水、再生センターの資料によりますと、それが1リットル当たり0.5ミリグラムというふうになっています。条例で定める基準よりはずっと低いというのは私もわかったんですが、やはり通常の自然のものよりはそういった量が高くなっているということは、やはり何かしらの影響があるのではないかというふうに私は考えます。

そういったことで調べていきますと、例えば琵琶湖の周辺にあります再生センターなどはもっとより厳しい基準を設けて放流されているというところも見受けられました。また、例えば最近では、歯磨き剤などや洗顔料などに含まれる微粒のマイクロビーズと呼ばれている0.5ミリ以下のプラスチックが下水処理場の処理では処理しきれずに海に流れていっている。それで、それを魚が食べて、魚もそれを消化できない。その魚を人間が食べてるということで、生物の連鎖が起こるというふうにも言われていますけれども、そのようなことがあることを私は、処理場でも処理し切れないものがあるということは、やはり排出者である市民にも伝えて注意を促す必要があるというふうに考えますけれども、市としてはこの対応についてどのようにされていくかお伺いします。

○環境課長（関田孝志君） 今回お話ありましたマイクロビーズにつきましては、この個別的にはお知らせ等をしてございませんが、東大和の環境基本計画、こちらのほうでは広く科学物質等を要はみんながよく理解しようというような項目立てでしてございます。

今後におきましても、このマイクロビーズというだけではなく、化学物質等についての周知が図れるように検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） このマイクロビーズについては、欧州ですとかアメリカでもマイクロビーズ除去海域法という法規制がされたということです。法規制については市が独自で行っていくということは難しいと思えますけれども、やはりこういった問題があるということを東京都や国へも問題提起をしていくべきだというふうに考えます。

また、先ほど課長からもお話がありました第二次の環境基本計画の後ろのほうに市民の取り組みということで、化学物質に関する情報の収集に努め、理解を深めましょうとあり、またさらにもう一步の行動として、化学物質による環境への負荷が少ない製品を購入、使用しましょうというふうにあります。

この環境基本計画の後ろの市民の取り組みというところにはさまざまな項目があつて、とてもいいことが書いてあるんですが、そこに計画に載っているだけではやはりなかなか市民も目に触れる機会も少ないということで、行動に移さなければやはり絵に描いた餅にもなってしまいます。こういったそこに載せてあるような項目を具体的な行動に移してもらうための対策はどのようにされますか。

○環境課長（関田孝志君） こちらの書いてあります項目については、ある程度抜粋の項目で重要なところをメインに、冊子とかチラシみたいなにしまして、環境市民の集い等において周知を図っていただけらなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） ぜひ、次の行動に移せるような形で対策をしていっていただきたいと思います。

6月4日には環境市民の集いなどもありますので、そういったところでアピールをしたりとか、何か公民館や学校などでキャンペーンなどもして、やはり環境教育といいますか、そういったことが重要ではないかというふうに思います。

それで、公民館など公共の施設などにこれまでも合成洗剤の使用を控えるというようなポスターなどを率先して掲示をして進めていただいているということがあるかと思えます。このことについては私も高く評価をさせていただきます。多くの方が利用する公共施設ですとか、学校や指定管理の施設などでもこういった同様にポスターの掲示とあわせて石けんの利用を進めていただいているか、現状についてお伺いしたいと思います。

○総務管財課長（岩本尚史君） 環境にやさしい石けんということで、平成23年度から市の清掃用品の単価契約の物品の中に無添加石けん、そういったものを取り入れております。本庁舎でも現在無添加石けん、また食器洗い石けんもそういったものを使い、総務管財課で補充、また管理を行っております。外の出先機関でも、今お話、議員のほうからありましたが、合成洗剤を持ち込まないようにというお願いですとか、環境に配慮した石けんを使用していますので御理解と御協力をお願いしますと、そういった掲示をしてあると聞いております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） そういったことを周知していくという、環境教育という意味でも大変有効な取り組みだ

と考えますので、ぜひ今後も引き続きお願いしたいと思います。

それでは、次の公共下水道に未接続の世帯についてお伺いしたいと思います。

未接続の世帯といいますと、し尿などは別だと思えますけど、それ以外の生活排水はダイレクトに河川に流れているのではないかと思いますけれども、そのあたりの影響と、それから28年度末で390世帯ということなんですが、過去5年ぐらいでどのような、減少してるとは思えますけれども、どのような推移になっているのかお伺いします。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 未接続世帯についてでございますけれども、未接続世帯の生活排水につきましては、汲みとり世帯の場合は道路排水管を通して生活排水が川に流れているという状況でございます。

また浄化槽の場合は2種類ありまして、単独浄化槽、汚水のみを処理している場合は汲みとりと同様に道路排水管を通して生活排水が川に流れている状況でございます。また合併浄化槽、こちらにつきましては汚水と生活排水を浄化槽で処理し、浄化された水が道路排水管を通して川に流れているような状況でございます。

未接続世帯の状況でございますけれども、平成23年、5年前の状況が658世帯でございました。平成28年の末が386世帯というふうになってございますので、5年間で272世帯が解消されているというような状況でございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 市のほうでも努力をされていて、なるべく接続するよにということで対応していただいていると思います。やはり河川への影響というか、環境の影響ということを考えますと、やはりこれは公共下水道につないでいただくということは非常に大きなことだと思います。この接続に関しては、市からは何か工事に関する補助などを出しているのでしょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 接続に対しての補助でございますけれども、供用開始から3年以内の方につきましては接続に対して一般の世帯であれば2万円の補助をしております。また、融資のほうが必要だという御家庭に関しては融資のあっせんをしているところでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 先ほど話がありました第二次の環境基本計画の中でも公害などの防止に係る対策の推進ということで、下水道未接続世帯に対して早期接続を働きかけていきますとあります。ぜひ、残り386世帯、さまざまな方法で対応を進めていただきたいと思います。

それでは、次の不明水についてお伺いします。

壇上でも少し述べましたけれども、私はこの不明水というのが、調べましたところ、昨年、一昨年ぐらいから急にちょっと量が多くて、全体の下水の処理をしている水の12%ぐらいあったというふう認識してはいるんですが、この不明水の部分にも処理費用というのがかかってしまうので、これをできるだけ減らしていくことが必要なのではないかというふうに考えていますけれども、不明水の原因というのは特定、どの程度できているのでしょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 不明水につきましては、先ほど議員からもありましたように、汚水以外の部分でございます。一般的には家庭や事業所から排水された汚水以外の部分が下水道管渠に浸入した水で、原因としては、雨水ですとか地下水などが管渠に流れ込んでいるのではないかとこのように考えてるところでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 原因はそうだということなのですが、じゃどのあたりでそういったことが起きてるかというのは調べ方というか、どのようなふうにならそれを調べて、そこに雨水などが流れ込んでしまう場所などが特定できないと対応もできないと思うんですけども、そういったところについてはどの程度わかっているのか、その対策はどの程度進んでいるのかをお伺いします。

○下水道課長(廣瀬 裕君) 毎年下水道の環境調査のほうを行いまして、問題がある部分については調査をするという部分がございます。そちらで、例えば管のずれが生じているですとか破損が見つかるというような場合につきましては、状況を確認しながら補修等を行っているというような状況でございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) その調査をしていく中でその箇所が見つかっていくということだったと思いますけれども、やはりこの不明水の対策というのは東大和だけの問題ではなくて、再生センターを利用しているほかの9市とあわせて同じような課題があるのではないかというふうに思っています。

再生センターのほうでの不明水に対する対策というのは何かあるのでしょうか。

○下水道課長(廣瀬 裕君) 水再生センター側でというお話ですと、もう流入してきてしまっておりますので、その部分での不明水の対策というのはないのではないかというふうに感じてるところでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 見学に行ったときにも、通常だったらポンプを1台で済むところを雨が降ると3台とか6台とか動かすんですよというようなお話で、それに対して処理ができますっていうような御説明であって、これを減らすにはどうしたらいいかっていうようなことについては余り再生センターのほうでも言及がなかったなというところが私はちょっと不思議な感じがしました。

やはりこのことについてはしっかりと問題提起をしていかなければならないというふうに思いますけれども、再生センターを構成している9市の中でそういった何か下水道に関する問題や課題などを話し合ったりするような会議体のようなものはあるのでしょうか。

○下水道課長(廣瀬 裕君) 不明水に特化したものではございませんけれども、水再生センター9市で集まってお話しする機会というのはございます。その中で、やはり不明水についても東大和市だけの問題ではございませんので、荒川右岸の東京流域下水道の構成市9市、こちらのほうで、あと東京都流域を管理しております東京都とも共通の課題であるという認識を持ちまして、連携して対応していく必要があるというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) ぜひそういった場で協力して対策を進めていただきたいと思います。

このことに関しましては、多摩地域の市町村の議員で構成する三多摩上下水及び道路建設促進協議会という議員が出ている協議会があるんですけども、その中の都や国への要望事項としても不明水の対策というのを挙げています。議員の側からも、職員の側からも要望して、しっかりと対応が進むようにしていただきたいと思います。

それでは、次の下水道使用料の現状と今後についてお伺いします。

使用料につきましては、これも壇上で述べさせていただきましたけれども、昨年の夏から値上げをしたということで、そのときにいろいろ御説明を市の方からも私も受けましたし、市民の方にもたくさん説明会などを開いていただいて、これだけ下水道の費用がかかるんだというような御説明の中から値上げを市民の方にも

納得していただいて賛成したという経緯がありました。

その中で、8カ月たった中で、補正額がかなりの額あったということが、私の感じとしてはやはり値上げをしたのにどうしてこんなに足りなかったのかということが疑問に思ったのが率直なところです。3月の補正予算の段階では、見直しをした、値上げをした効果はある程度あったというような説明だったと思いますけれども、今回の繰入金が増額になったその要因をどのように分析しているのかお伺いします。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 2月のときの繰入金が増額の要因でございますけれども、一つは先ほどからお話ありましたように下水道使用料の収入の問題と、あともう一点、資本費平準化債、こちらのほうの借入額が減になったこと、これが大きな理由かというふうに考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 使用料の減というのもその3月の補正ときに1億1,600万円ぐらいだったと思いますけれども、その下水道料金を値上げするときの御説明の中で10年間の収支計画というのを示していただいて、その中からこれだけ資金が、値上げをすればそれだけ効果があるんだというような説明を受けたのを覚えているんですが、この10年間の収支計画に基づいて説明があったところ、その初年度から乖離が生じているということについて、じゃ今後も同様に資金不足になっていくのではないかということが一番不安なわけなんです。

この収支計画というのはどのようにつくられているのかということをお伺いしたいんですが、収支計画の下のほうに総務省作成というふうに出ていたんですが、この収支計画というのは、総務省作成とありますけれども、市のほうからの報告などで作成しているのかどうか、そのあたりをお伺いしたいのと、そもそもこの収支計画の見込みが大きくずれたのではないかと思うんですが、そのあたりについてどのような認識なのかお伺いします。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 収支計画の関係でございますけれども、まず収支計画のほうは毎年状況のほうを見直しながらかつらせていただいております、総務省のほうに報告させていただいております。

作成の方法ですけれども、収入と支出のほうを、先ほどお話ししたように見直し等行いまして、バランスを見ながらつくっていくというような状況でございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 毎年数字が変わっていくというところで、それにしても値上げをしたときには10年間はこのなんだということの説明があって、それに基づいて計算されたものについて私も市民の方も納得をしたというような状況だったのが、その数字がもう既に最初からずれていくというのはどうなのかなという、将来に対して、またどんどん不足だ、不足だということで料金が値上がっていくのではないかというような不安があります。

例えば先ほど調定額というお話も市長のほうから御答弁でありましたけれども、この収支計画に基づいて手数料など、比較して、下水道使用料などは少しマイナスになりましたけれども、それに比例してといいますか、汚水の処理費ですか、そういったのももしかしたら今後少なくなるのかというような見通しが、まだ決算が出てませんからそのあたりはちょっとわからないんですけれども、最終的な決算で経費回収率というのがこの収支計画にあるような、収支計画には28年度、92.2%という数字が出てますけれども、こういった数字が維持されるというか、それに近い数字になる可能性もあるということなのかお伺いします。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 汚水量の関係と経費回収率の関係でございますけれども、汚水量に関しましては、27年度と28年度を比較しますと若干少なくなっているような状況でございます。

経費回収率につきましては、今回の改定のときの92.2%には届かないとは思っておりますが、前年の平成27年度の経費回収率の70%よりはよくなるというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 全体的にいうと、値上げの効果はある程度あったけれども、見込んでいたよりは少なかったというようなことなんでしょうと思いますけれども、その値上げをするときに一般会計からの繰入金は今まで5億円前後だったところを、値上げをすればその一般会計からの繰入金も2億円台に減らせますよっていうような説明を受けてきたと思うんですけども、それで今年度、予算では再び4億円台の繰入金が計上されているということで、このままこういうような方法でいきますと、やはり私は市民の理解を得るのが難しいのではないかなというふうに思いますけれども、このあたりどのように説明をしていくのかお伺いします。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 今後についてでございますけれども、収支計画、先ほど毎年見直しておりますということもございますが、あと事業の内容のほう、見直しをさせていただきまして、計画的に、また効率的に事業の運営をしてまいりたいと。その中で健全な下水道事業の運営に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） もちろん工夫をしていただけたということは大事だとは思いますが、見直したり工夫をして減らせるというのであれば、最初から値上げ必要なかったんじゃないかっていうふうにも言われてしまいかねませんので、このあたりは本当に、以前の説明と異なるような状況になった場合には、やはりそれなりの説明責任を果たすべきだというふうに考えます。

下水道事業の会計に関しましては、平成31年度末を目途に公営企業会計に移行するというようなお話がどこかであったかと思っておりますけれども、その準備状況などについてお伺いします。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 公営企業会計の適用についてでございますけれども、今年度、平成29年度から平成31年度までで取り組んでいくことを考えております。

今年度につきましては法適用に向けた検討を行いまして、固定資産の調査と整理のための資料収集をする予定でございます。また、30年度、31年度につきましては、今年度資料収集をした内容を踏まえまして資産評価の実施を行いまして、企業会計のためのシステム導入をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 下水道会計につきましては、やはり27年度の決算などを見ても、歳出の64%が公債費関係ということで非常に厳しい会計なんだなというのを見ればわかりますけれども、そういった状況も含めて、私はやはりしっかり市民にわかるような透明性を持った会計となるように今後も進めていっていただきたいと思っております。

一般会計からの繰入金に頼らないというふうに説明をしながら、足りなければ、不足の原因を明らかにする前に繰入金、必要だからということですけども、必要、ふやしていくというような方法では、やはり市民の方の理解は得られないで、高い下水道料金に対する不満が増してしまうと思いますので、これからも丁寧な説明を求めていきたいと思っております。

それでは、下水道についての最後、④の下水道事業の理解促進のための広報や見学会などについてお伺いします。

下水道というのは、家庭からも排出した後からすぐ地下を通っていますのでなかなか見えない、よく知らない、見えないってことで市民の方からも協力を得にくいと思いますけれども、毎日利用しているものですので、そのことについてはしっかりしてもらって、理解を深めていただくということが必要だと思います。そのため
の見学会などは市では行ってないというような御答弁だったと思いますけれども、これは例えば学校関係などでも下水道に関しての見学などは行ってないのでしょうか。お伺いします。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） それでは、学校教育における下水道に係る内容について御説明します。

下水道につきましては、小学校第3・4学年社会において、廃棄物を処理する授業として、ごみ、下水のいずれかを選択して取り上げ、学習することになっております。市内の学校では、多くの学校で小学校第4学年において下水を選択して学習しております。また、水道とあわせて下水についても学習している学校もございます。具体的には、教科書や副読本、東京都下水道局の冊子・みんなの下水道を活用し、下水処理施設についての仕組みや役割を理解し考える学習を行っております。

また、さらに社会科見学として、お台場有明地区にある東京都下水道局の広報施設、虹の下水道館を活用している学校もございます。さらに、出前授業として、東京都下水道局の下水道キャラバンを要請して学習している学校も複数ございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 東京都が持っている下水道のPR館みたいなのが結構何カ所かあるの私も見ました。そういうところに社会科見学に行ったり、やはり実際にこの水が処理されてる清瀬の水再生センターなどもぜひそういったコースに含めていただけたらなというふうに思います。

東京都のほうでは、この下水道に関して見える化をより体系的で効果的な取り組みとして、東京下水道見せる化マスタープランというのをこの4月に策定したようです。見える化よりも一歩進んで、東京都のほうは見せる化ってということで、いろいろ知ってもらおうというようなことでPR動画をつくったりとか、さまざまな取り組みもしているようですので、やはりそういったところを、学校関係もそうですし、市民の方にもそういったことが伝わるようなことを今後も進めていっていただきたいと思います。

清瀬の水再生センター、やはりここからはちょっと距離があるということで、なかなか実感としてどういふふうになっているのかというのがわかりにくいところもありますけれども、そういったところを毎日使っていて、それがあから処理の費用も高くなるのも、市民の皆さんに御負担いただくのもそういったところを知ってもらおうということで進んでいくことがあると思いますので、機会を捉えてぜひ関心を持つ方をふやしていただきたいと思います。

以上で1つ目の下水道についてを終わりにしたいと思います。

では次に、2番目の緑の基本計画についてお伺いします。

緑の基本計画については、今年度と来年、2カ年で改訂するということなので今回取り上げさせていただきました。

狭山丘陵と河川を結ぶ緑のネットワークということについては、第1回定例会の代表質問でも私、取り上げさせていただいて、この構想については私も非常に大いに賛同するところで、ぜひ進めていってほしいと考えてます。

緑の基本計画、こちらのほうも改めて拝読しますと、緑の基本方針という中に緑の拠点とネットワークをつくるというふうなことが載っていました。これに沿いまして、これは18年前の計画なんですけど、18年間でどの

ようなことが進んだり行ってきたのかということをもっと伺います。

○都市計画課長（神山 尚君） 現計画には4つの基本的な方針、基本方針を定めておりますけれども、計画期間中にはおおむね次のような事項が実現していると考えております。

基本方針1の緑の保全という点でございますけれども、こちらにつきましては、市立狭山緑地につきまして、計画期間中に約4.3ヘクタールの公有地化を進めてございます。また、東大和緑地につきましては、計画期間中、東京都が約1.2ヘクタールの区域の拡大を行ってございます。

次に、基本方針2の緑のネットワークの形成という観点でございますけれども、こちらにつきましては東京都が3・3・30号線を施工いたしまして、市域の南部と狭山丘陵を街路樹の整備された歩道でつなぐネットワークが形成されていると考えております。

また、基本方針3の緑あふれるまちをつくるという点におきましては、緑の創出ということになるかと思いますが、こちらにつきましては立野の土地区画整理事業におきまして4つの公園を整備しております。また、向原団地の建て替えに当たりましては、向原中央公園など、中央広場、児童遊園などを整備してございます。また、東京街道団地の後期建て替え事業に当たりましても、団地の中央に約1ヘクタールの公園を計画決定する予定となっております。

基本方針4つ目なんですけど、こちらは市民、企業、行政の協働という観点におきましては、雑木林の会や緑のボランティアなど市との協働が進んでございます。

このように、緑の保全、創出並びにネットワークの形成につきましては、計画期間中に取り決めまして一定の成果を上げていると考えております。

以上です。

○4番（実川圭子君） 計画を実行に移すためには、市では実施計画というのがあると思いますけれども、例えばこの緑の基本計画を進めていく間にアクションプランのような実施計画のようなものをつくって実施してきたのでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 緑の基本計画は、都市マスタープランの緑と水の都市づくりに関する詳細計画でありまして、緑に関する市の基本的な方針でございます。

関係課におきましては、この基本的な方針に基づきまして、既に特色ある公園づくり、それから剪定枝のチップ化、ボランティアの育成等に取り組んでおります。個別のアクションプランというものよりも、この緑の基本計画に基づいてそれぞれの関係課で取り組んでるという状況でございます。

以上です。

○4番（実川圭子君） それぞれの関係課で取り組んでるということなので、このことについてはあとの計画の改訂の進め方についてもちょっとお伺いしようと思っております。

緑のネットワークのことについて、以前市長はタウンミーティングなどでも桜の木を植えたらどうかというようなことも言っておられたと思います。

私は先日、友好都市の喜多方市に行ってきたんですが、ちょうどゴールデンウィークのときでしたれ桜がきれいな時期だったんですけども、喜多方市の中心からちょっと少し歩いたところに自転車と歩行者の遊歩道のようなところがありまして、3キロにわたって両脇にしだれ桜が植えられていて、しだれ桜街道として観光客も大勢訪れておりました。この場所は日中線という以前汽車などが通っていたところを30年前に廃線にした折にしだれ桜を植えたということだそうです。30年たっているんですけども、ソメイヨシノほどは枝とか葉

っぱが広がってなくて、木の高さもそれほど高くなっていませんでした。

こういったところを参考にして木の種類なども選定すれば、当市でも十分散策をするに値する緑のネットワークができると考えますけれども、この点についてはぜひ市長のお考えなどをお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（尾崎保夫君） 失礼いたしました。まだ先かなというふうにじっくりお話を聞かせてもらってたんですけど、今言った河川の関係だとか、それから貯水池の桜とか、以前からいろんなところで少しお話をしたりとか、あるいは自分の考えを東京都のほうに伝えたりとかしてきたわけですけど、その辺のところを整理してきょうはお話をするので答弁になるかなというふうには思っています。

まずここで中堤防の拡幅が決まったし、また3・3・30号線が先ほど言った堰堤とつながり、そして貯水池の桜も更新をしていただくという方向性が見えてきた。また、空堀川の整備もそろそろ終わりという形になってきたかなというふうに思ってるわけですけど、これらを考え合わせますと、空堀川に私は桜をと言っているわけですけども、30号線の街路樹にも桜、そうすると貯水池と空堀川、それからやまも通りと清水大橋ということで街路樹、桜ということを考えますと、清水大橋をめぐる桜の回廊ということで、東大和版の水と緑のネットワークができるのではないかなと。

季節によって多くの人が訪れるにぎわいのあるうおいの散歩道になるのではないかなというふうなことを申し上げてたわけでございますけど、また市全体を見渡しますと、歴史的な文化遺産あるいは戦災建造物、空堀川、野火止用水や多摩湖等、それから狭山緑地に都立自然公園など、これをうまく散策路でつなげる、そして中途、中途に公園を憩いの場として再構築することで、まち全体が潤いとやすらぎのあるまちにできるのではないかなというふうなことをかねがね考えていたわけでございますけど、また都市マスタープランにも同じような水と緑の景観軸を設定しているわけでございます。空堀川の整備の完了というのは、逆に言うとそういうふうなことをスタートさせる第一歩になるかなというふうにも思っています。

東京都のほうの空堀川の管理通路ですか、云々というふうなことがございますけども、ここで東京都が策定をしました都民ファーストでつくる「新しい東京」2020年に向けた実行プランに水と緑のネットワークの充実とあります。それは河川の水辺空間での緑化を進め、都市公園や街路樹等と有機的に緑をつなげることで水と緑のネットワークをさらに充実させる、こういうふうに書いてございます。

この考え方は、先ほど私がお話した内容とほとんど同じ方向であると、東大和市においてはそういうことで考えられるかなというふうに考えてございます。そうすることによって、東大和市の目指す人と自然が調和した生活文化都市のインフラの一つとなり得るものではないかなというふうに考えているところです。

以上です。

○4番（実川圭子君） 大変心強いメッセージをいただきました。ありがとうございます。本当にこの市長の思いが実現すれば、すばらしいまちになるというふうに私も考えます。

先ほどちょっと市長のお話にもありました空堀川沿いの管理通路などの植栽を見ますと、本当に枯れているところが多く見られたりしていて、なんだかどういふつもりで植えたのかというようなところも見受けられます。植えたらおしまいではなくて、やはりその後どうなっていくのかということを考えて植えないと税金の無駄遣いにもなると思います。私はいつも見ているんですけども、やはりこの緑というのは数年先じゃなくて、本当に50年、100年後、どのようになるのかということも考えて私は選んでいく必要があるというふうに思っています。

そういった中で、市長のお話にもありましたこの湖から空堀川か、もっと南の野火止用水なのか、いろんな

コースが考えられると思いますけれども、そういったところと、あとは南北を結ぶ道ですね、都道などはやはり東京都の部分でもありますので、そういったところはやはり東京都としっかりと連携をとって、市はこういうふうにつくっていききたいという希望も伝え、そして都のほうにも協力してもらって連携をしながら進めていくことが必要だと思いますけれども、その都との連携については具体的にどのように進めていくのでしょうか。

○**土木課長（寺島由紀夫君）** 東京都との連携についてでございますが、今後、可能な植樹については東京都の整備に合わせまして提案や協議を行っていききたいということで考えてございます。

また、空堀川の整備済みの箇所につきましては、植樹についてどのように連携していけるか、今後考えていきたいということで考えております。

以上でございます。

○**4番（実川圭子君）** この水と緑のネットワークというのは都のほうにもそういった構想があるというような紹介を市長のほうからもしていただきましたので、ぜひ東大和もそれに同じような方向で進むんだという姿勢を示していただいて、東京都と連携をとって、市では独自ではなかなか進めることは難しいことも、連携をとりながら進むということも大いにあると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

それでは、次の緑と花があふれるまちづくりのための取り組みについてお伺いします。

先ほど課長のほうから基本方針についてさまざま取り組みがこれまでされてきたということを御紹介いただいたのですが、その中で、ことですか、環境省のみどり香るまちづくり企画コンテストというので受賞された団体の方がいらっしゃると思いますけれども、その活動について少し御紹介いただけたらと思います。

○**環境課長（関田孝志君）** みどり香るまちづくり企画コンテストにつきましては、緑のボランティア、またふれあい園芸サロン・なでしこ、健康の森という3者の連名で申し込んだものでございます。中心になる方につきましては、ふれあい園芸サロン・なでしこの方でございます。

ふれあいサロンなでしこにつきましては、介護予防リーダーというところの2期生が立ち上げた。平成24年に立ち上げ、元気ゆうゆう体操の普及の促進のみならず、向原中央公園を拠点に花壇の整備を積極的に進め、季節に応じた草木を咲かせ、地域の皆様の目を楽しませていただいております。現在会員は17名ということで、毎週月曜日を活動日としております。

簡単ではございますが、以上でございます。

○**4番（実川圭子君）** コンテストの内容についてはいかがでしょうか。

○**環境課長（関田孝志君）** コンテストの中身については、環境省で実施しているものでございます。香りの樹木と草花というのをを用いて良好な香り環境を演出すること、これによって地域の取り組みを支援していただくところで平成18年度からスタートして、今回私どもが受賞したところは第11回というところになってございます。

以上でございます。

○**4番（実川圭子君）** こういった取り組みで賞を受けるということは本当にすばらしいなと思ひまして、こういったところをもっとアピールしていただきたいと思うのが一つなんですけれども、そして、この取り組みを市もこういったことを施策に生かしていただきたいなというふうに思います。

今回のこの取り組みというのは、健康と緑化を結びつけた介護リーダーさんが主導で健康的なまちづくりの一つとしてその緑と結びつけたという発想は、私は今後まちづくりの一つの推進力になると考えますけれども、こういった方々と連携して施策へ反映させるということについてはいかがでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） 今回のこのなでしこについては、うちのほうから推奨してこういう形になったわけではございません。ですので、今後この一番最初になでしこがやり始めたことについては、今後広めていけたらなというふうには考えてございます。

以上でございます。

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時28分 休憩

午後 2時38分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○4番（実川圭子君） 先ほどはなでしこさんなどの活動の紹介をしていただきましたけれども、こういった市民の方々の取り組みがまた市を盛り上げていく活力にもなると思いますので、しっかり話し合いをしながら市の施策へと反映させていくことで私は市民協働のまちづくりというのが進むと思いますので、ぜひ今後も進めていっていただきたいと思います。

続きまして、3番目のみどりの推進委員の役割についてお伺いしたいと思います。

このみどりの推進委員につきましては現在は委嘱をしてないということなんですけど、それで、現在活躍されている方は緑のボランティアさんということで、駅前の花植えなどやまちの中の緑の管理などしていただいていると思いますけれども、その緑のボランティアさんとみどりの推進委員の役割の違いということを教えてください。

○環境課長（関田孝志君） みどりの推進委員が任命されなくなった以降、緑のボランティアという制度をつくってお願いしてございます。

役割の中身としてはそれほど違いはないのかなと。緑に関すること、例えば協力団体の育成だとか、緑化に関する連絡調整、また緑に関する御意見等をお話しいただいて、それに基づいて市のほうでできること、できないことをまた精査しながら、緑のボランティアさんと一緒に進めていくというふうには考えてございますので、それほど役割的には変わりがないというふうには考えてございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） みどりの推進委員さんというのは、東大和市みどりの保護・育成に関する条例の中で規定をされていると思います。そういった役割がしっかり6項目あるんですけども、私はボランティアさんというのはあくまで自発的な活動であって、推進委員の方はボランティアさんとの連絡などにも当たっていただけるような立場なのかなというふうには考えます。

市では今後の方針として、緑のボランティアさんで続けていくのか、それとも推進委員さんもこの後また委嘱などを考えているのか、どのように今後していくのかお伺いしたいと思います。

○環境課長（関田孝志君） 今後につきましては、今回、緑の基本計画、こちらを改訂に当たり、これまでのおよそ20年間ですか、振り返った中でどうしてつらいのかというのを再構築しなければいけないかなというふうには考えてございます。

現段階としましては、みどりの推進委員の復活ではなく、緑のボランティアさんを中心に進めていきたいというふうには考えてございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 最近の緑のボランティアさんの活躍を見ますと、そういった形で進めていかれるのがいいのかなというふうに思いますけれども、先ほど課長も役割としてはそれほど変わりはないんじゃないかということでしたので、条例に挙がっているような役割もしっかりと、もしボランティアさんのほうで何か要望などありましたらそういったところも進めていっていただきたいと思います。

では、次の緑の基本計画の改訂の進め方について最後お伺いしたいと思います。

改訂に当たっては、市長の御答弁でも、庁内委員会や学識経験者なども含めた懇談会というお話があったと思いますけれども、実際に改訂に当たって策定委員会などを立ち上げるのかどうかということと、そのメンバーについてはどのように考えてるのかお伺いします。

○都市計画課長(神山 尚君) 現時点での考えでございますけれども、改訂に当たりましては外部のメンバーを入れた懇談会を立ち上げる予定となっております。また、庁内の職員による検討会というのも立ち上げる予定となっております。

以上です。

○4番(実川圭子君) 外部のメンバーを含めた懇談会、それから庁内の委員会ということで、それぞれ別々ということなのかということと、回数などはまだこれから検討なのでしょうか。具体的にどのような形で進むのかをもう少し詳しく教えてください。

○都市計画課長(神山 尚君) 内部を入れた懇談会と、それから内部の職員による検討委員会、これはちょっと別々の組織で考えております。どちらも、まだあくまで予定なんですけれども、今年度につきましては2回ぐらい開催できればいいかなというふうには思っております。

以上です。

○4番(実川圭子君) 外部の方の懇談会のほうについてお伺いしますが、市民の方の参加や、市民の方の意見などはどのように取り入れるのかお伺いします。

○都市計画課長(神山 尚君) メンバーにつきましては今現在人選中でございまして、検討の段階でございますけれども、市民とのかかわりという点におきましては、市内の団体、それから公募の市民あたりを大枠としては考えておるところでございます。

以上です。

○4番(実川圭子君) 策定の委員会となるとやはり改訂の作業が中心になるとは思いますけれども、もう少し、やはり地域でもう既にいろいろな形でグループとして活動している方やボランティアさんなどもたくさんいて、東大和のまちの中に緑をどうしていくかというような意見をたくさん持つての方が、もう実際に活動してる方がいらっしゃいます。そういった方の意見を私は早い段階で、基本計画ということにこだわらずに、緑をどうしていくかというようなことをもっと大きな枠で話し合いができるような懇談会を開いていただきたいなと思いますけれども、そういったことについてはいかがでしょうか。

○都市計画課長(神山 尚君) 緑化推進の活動を市と協働で取り組んでいる団体、もしくは個人につきましては、何らかの形で御意見を伺えればと思っております。

以上です。

○4番(実川圭子君) ぜひそのように進めていっていただきたいと思います。

それで、計画については、実施計画のようなものがあるのかどうかということとをちょっと最初のほうに質問させていただきましたけれども、やはり計画を実際に実行するっていうことは計画段階で終わってしまうんで

はなくて、やはりそれを実現させるためにはそういった実行の計画、アクションプランのようなものが私は何かしらあるといいなというふうに思っています。また、計画の進捗状況をチェックする方法などについてもしっかりと持っている必要があると思います。

他市の緑の基本計画、ほかの市のものを幾つか拝見したんですけれども、緑の基本計画自体は当市と同じような地域ごとの課題などを挙げて策定してるところが多かったんですけれども、そのほかに行動計画あるいは実施計画などを策定してる自治体も幾つか見られました。都市マスタープランとの関係で、緑の基本計画自体がその行動計画に近いような形で策定されてる自治体もあったんですけれども、いずれにしても、行動計画、それからその進捗の状況などをチェックする手段というか、事業評価などを公表してるところもありまして、理想論だけで終わらないで、理念だけではなくて、実効性のある計画にしていっていただきたいと思っておりますけれども、そのあたりについてのお考えをお聞かせください。

○都市計画課長（神山 尚君） 緑の基本計画は、緑に関する市の基本的な方針でございまして、将来に向けて方向性を総合的に位置づけることを中心とするものでございまして、理念的なもの、事柄も含まれており、一般的には個々の施策について具体的に示す性質のものではないため、年度単位での進捗管理、それから行動計画といったものにはなじまない面もございまして。

計画のつくり方といたしまして、今後になりますけれども、優先的に取り組む重点施策といったものの短期の期限を切って具体的に位置づけるようなことであれば、進捗管理の面についても計画の中で言及していくことになるかと思いますが、いずれにしても、改訂作業の中で計画の推進に向けた施策やその仕組みっていうものが検討できていければなどは考えております。

以上です。

○4番（実川圭子君） 私としましては、先ほど市長の御答弁いただきましたあのような緑のネットワークのようなものがただの理想で終わらないで、しっかりと実現するように進む方策は何かということを考えて、やはり緑の基本計画、大切ななと思いますし、またそれをきちんと実施に向けて進めるような方策というのが基本計画の下にあるのか、それとも何なのか、これから改訂の中でもそういったことを話し合っていて、しっかりと実施ができるようなものにしていっていただきたいと思っております。

市民アンケートでも、緑に囲まれた環境は非常に高い評価をいただいております。当市の大切な宝を次世代に引き継ぐためにも、実効性にこだわった緑の基本計画となるように期待をいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、実川圭子議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 中野志乃夫君

○議長（押本 修君） 次に、22番、中野志乃夫議員を指名いたします。

〔22番 中野志乃夫君 登壇〕

○22番（中野志乃夫君） やまとみどりの中野志乃夫です。通告に従いまして、今定例会での一般質問をさせていただきます。

まず、市財政に過重な負担を強いる可能性が高い3市焼却場の建て替え問題の打開策として、桜が丘の国有地にごみ焼却場建設は可能であるのかどうか、その点を基本的にお聞きしたいと思っております。

1点目として、（仮称）3市共同資源物処理施設は当初予算と実際の建設予算で甚だしい差を生じさせてお

りますけれども、今後の東大和市の負担はどのように推移していきそうなのか、またその例からすると、焼却場の建て替えに伴い東大和市の負担はどのぐらいになると見込んでいるのか、その点をお聞きしたいのが第1点です。

2点目として、桜が丘の国有地の面積はどのくらいあるのか。ごみ焼却場の建設を想定した場合、取得費用及び建設費はどのぐらいになるのか。

3番目として、ごみ焼却場を単なる迷惑施設と捉えず、温浴施設などを併設している例はどのぐらいあるのか。また、近隣住民に電気を供給している例はどのぐらいあるのかということでもあります。

基本的にこの問題に関しては、この間ずっと論議もされてきてます3市共同資源物処理施設での問題に端を発してといったら変ですけども、その問題から、大変残念ながら話がなかなか納得いく形での回答がないまま、組合議会でも論議がされ、また市の中でもいろいろ論議がされてるところであります。

ただ、いずれにしても私が大変懸念するのは、この施設建設に関して常にごみ、資源物共同の施設自身が当初の話と倍以上の金額に膨れ上がってる。この計画からすれば、恐らくごみ焼却場の建設費、これはまた桁違いですから、これが倍額になったら大変な負担を市に強いることになる可能性が強いですから、改めて本当に今のあり方がいいのかも含めて、いろいろな建設的な見解を市からもいろいろ出す必要があるんじゃないかと、そういう思いから質問をさせていただきます。

具体的な再度の質問は自席からさせていただきます。よろしくをお願いします。

〔22番 中野志乃夫君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、（仮称）3市共同資源物処理施設及びごみ焼却施設の更新に伴う市の財政負担についてであります。 （仮称）3市共同資源物処理施設の整備につきましては、建設費の合計が26億690万4,000円となっており、平成27年度のごみ投入実績をもとに試算すると当市の負担は4億2,561万8,000円になると小平・村山・大和衛生組合より説明を受けております。

また、ごみ焼却施設の更新に伴う負担につきましては、現在小平・村山・大和衛生組合において、（仮称）新ごみ焼却施設整備基本計画を策定中であることから、負担額の提示は受けておりません。

次に、桜が丘3丁目の国有地の面積やその取得費用等についてであります。面積は2万2,000平方メートルであります。ごみ焼却施設の建設を想定した場合の取得費用につきましては、具体的な金額は不明であります。ごみ焼却施設の建設費につきましては、ごみ焼却施設の更新に伴う処理方式や処理能力等、施設の整備内容が未定でありますことから具体的な金額も不明であります。

次に、ごみ焼却施設への温浴施設の併設と施設近隣住民への電気の供給についてであります。多摩地域16カ所のごみ焼却施設の状況では、温浴施設等が併設されているのは9カ所となっております。また、発電設備を備え、施設の近隣住民へ電気を供給している焼却施設は多摩地域にはありません。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○22番（中野志乃夫君） まず初めに、この点のことはちょっと言っておきたいんですけども、私自身も今小・村・大の派遣議員としていろいろな形でずっとこの問題、取り組みさせていただいております。

そもそもは、今問題となっている資源物、廃プラ施設にしても、私の見解では、以前の市長が大変安易にそういったものを合意して、さらにまたその合意を言っていない云々という大変な問題のある市政運営を行ったこ

とによって、小平市、武蔵村山市さんに大変な迷惑をかけたと、そこからこの問題もちょっといろいろな混迷が始まったと思っております。

ただ、その問題はあったとしても、その後、この間の論議からさまざまな問題点も浮き上がって、以前の市長がやった問題点とは別にしても納得のできない問題が多々この3市共同資源物施設に関しては出ています。

今回きょうの市報に入っていました。東やまとまちづくりニュース、この中でいろいろなことがちょうどタイミングよく書いてあります。このことがちょっと、これは市の担当で答えられないところは当然あると思うんで、答えられる範囲で結構だとは思ってます。ただ、一応確認しておきたいのは、この中で、今都計審にこの問題が図られてる中で、このニュースの説明を見ますと、一面のところの下に、衛生組合の敷地に限りがあることから、廃棄物処理システムの根幹施設である焼却施設の更新は資源物処理施設の整備及び粗大ごみ処理施設の更新と一体でなければできないためですと、つまりそれをつくらなければ、つまり廃プラ施設、資源物の東大和市にそれをつくらなければ、焼却施設が更新できないという書き方をされてるんですけども、これはどういうふうに受け取ったらいいんでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 意味でございますが、こちらにつきましては、私ども3市がまずは資源化を行って、今後建て替え更新を行います焼却炉については規模を小さくしていこうという部分がございます。

したがって、そういった点を踏まえて、現状の小平市中島町において焼却炉を建てる、建て替えをするとなりますと、やはり限られたおよそ1万6,100平方メートルという横長の敷地でございます。したがって、一度解体をしてという形の中で実施せざるを得ない。

そうしますと、同じ敷地内に現在かなりもう旧式化した不燃ごみ、あと粗大ごみを扱う粗大ごみ処理施設、こちらがございます。そうしますと、こちらのほうも環境対策が現状ではもう不十分になっているという部分がございますので、こちらのほうもあわせて更新をしなければいけないというふうになります。

そうしますと、現状、およそ1万6,100平方メートルの中に2つの施設がございます。それを今回建て替えていくに当たっては、まず極力コンパクトな焼却炉にできるように減量化を進めることとあわせて、まずは東大和市内において容器包装プラスチック等の資源化施設をつくる、そういったことによりまして、組織市でございます小平市の容器包装プラスチックも私ども東大和市と同様の形で市民の方が分別排出できるという形になります。

それらを受けた中で、今後設けますごみ焼却施設につきましては、発電設備もまた備えるという形がございますので、建物の面積、こちらにつきましては現在の4・5号炉、こちらの4・5号炉よりも建物が大きくなります。

したがって、粗大ごみ処理施設につきましては、隣接いたします小平市の清掃事務所用地を提供していただいて、そちらのほうに施設を更新していくという形の中で3市共同資源化事業を進めております。

したがって、現在の1万6,100平方メートルの中に最終的におさまるものが今後できる新しいごみ焼却施設だけになるという、それだけ建物が大きくなる、やはりボイラーですとかタービン、そういった附属設備を設けていかなければ発電効率をより求めた施設が建たないということがございますので、施設建設については私どもの東大和市内に資源物処理施設、こちらをつくる中で並行して施設更新を行っていくとしましてでございます。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） 具体的に全般的なことを述べていただいたんですけども、そもそも現状では、東

大和市、武蔵村山市は民間委託をしてきて、基本的に大きな施設を必要としてこなかった。小平市さんだけがそういう施設を持っていて、それが老朽化してきてるところから問題は発しております。

それで、この間、当然御存じのことですけれども、衛生組合側は、東大和のその施設をつくることによってごみを減量するんだ、大幅に減量するためにどうしても3市共同の施設が必要なんだということを言ってきました。そして、そのことを私も再三質問してきて、組合でも質問してきて、ようやく回答書が来ました。

で、その数値を当然担当者も御存じですけれども、見て、今3市でこの出された数値見ますと、年間8万5,422トンのごみを出している中で、この廃プラ施設、資源の施設を桜が丘につくることによって、じゃごみはどれだけ減量したんですかということについての回答は、その8万5,422トンに対して年間1,579トンです。計算すると年間2%にも満たない量しか減量にならない。だから、建物が必要と言っておきながら、それしか実際は減量になってない。これはずっと平成38年度までの計算が出されてますけど、全部その年度ごと見ても2%にも満たない減量にしかならない。これをつくらなければということ saying ってきた、これは本当に詐欺に近いんじゃないですか。

これ、うちの担当に言っても全然しょうがないんですけども、つまりこういう内容で今までこういう説明してきたってことは、市民に対して本当に大分失礼な答えをしてきてるんじゃないかっていうことを思うんですけども、この点はどうお考えでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 今御質問の中に小平市のためにというような部分があったわけですが、この施設をつくることは、まずは私どもの考えとしては、東大和市民およそ8万6,000人のごみを安定処理させるというためにまずは施設を私どもが市内に建設をしていくものですということで確認をさせていただきたいと思えます。

その理由は、先ほど申しあげましたように、今の小平市中島町の敷地の中に新しい更新後のものとしては焼却炉しか入らない状況になります。当時、粗大ごみ処理施設を既に本来であれば更新しなければならなかったときに、衛生組合のほうとしては粗大ごみ処理施設の更新用地が必要だということで、当時小平市さんのほうに隣接する清掃事務所用地、こちらおよそ3,600平方メートルほどあるわけですが、こちらを追加で提供していただけないかという話が当時ございました。

小平市にしてみれば、既に衛生組合の敷地、現在およそ1万6,100平方メートルあるわけですが、これ全てが私ども構成市3市の組合所有の土地にはなっておりません。その中のおよそ6,000平方メートル程度は、現状小平市さんから借用しているという状況がございますので、そこへ加えて新たにまた粗大ごみ処理施設を更新するために清掃事務所用地をさらに小平市さんに提供していただきたいということになりますと、やはり小平市の立場というのも当然でございます。ですから、そこは当時東大和市もそこは協力しなければいけないでしょうということのやはり組織市としての責務がございますので、そこで東大和市としては資源物の処理施設を市内に受け入れていくという、そういう形のもとに来ているという部分がございます。

ですから、したがって、私どもは、小平市民の方が容器包装プラスチックを当市並みに排出できるように小平市さんのために協力するというよりは、まずは東大和市民の安定した廃棄物処理を優先にした上で、組織市としてきちんと一員としての役割を果たしていく、そういった立場でこの事業にまずは取り組んでいるところでございますので、先ほど数字の上ではおよそ1,600トンの容器包装プラスチックが減量になるだけだというようなお話もございましたが、ただ、東大和市もかつてはやはり1人当たりのごみ排出量は多かったわけですね。やはり何か排出方法を変える、そういったところで市民に意識が芽生えてきて、それでごみというの

は減量作用が働くというものもございます。ですから、現在計画上は1,600トンということでの減量数値が出ているという部分はございますが、ただ、今後施設が稼働する平成31年度以降については、それに加えて他のインセンティブも働いてくる中での減量は図られるものというふうに考えております。

以上です。

○22番(中野志乃夫君) 部長のほうからは、小平市さん云々というよりは、東大和市のためにもこういうどうしても焼却施設が必要だからというところから発想されてるのは、それはそういう思いも確かにはないんでしょう。

ただ、それならばということです。市民の前で、まず市民の合意を得てからこの資源物施設はつくりますと、市民の前で、2年前ですか、大勢の人が集まった中でそうはっきり断言しておいて、で、いまだ合意はされていないのは明らかですよ。その中で建物建設はどんどん進めていく。そのときに言った理由が、とにかくその量を減らさなければ、焼却施設が大きいままで大変だ、何とかしましょうと言ってたことが実際は事実は全然違ってたわけですから、それはやっぱり真摯にこれは間違いでした、これは大きな間違いでしたということを行わなければ、それは納得ができないと思います、当然市民からすればね。つまり全然違うわけですから。

実際に、さらにこの問題でいろいろな問題が出てきております。私はどうしても小平市さんのほうの意向が、プラスチック、中島町の皆さんがプラスチックを燃やすとダイオキシンが出るんじゃないかという不安感が拭えないと。実際はそうじゃないわけですが、だからこうやってプラスチックはやっぱり分別してという話が出てきたような発言も組合の中でもあったと思うんですよ。だけど、結局もうどんどん話が進んでくると、不燃・粗大ごみ、硬質プラスチックも結局は砕いて燃やすという方針にここで切りかわりましたよね。私はすごい驚きました。あれだけプラスチックのことをあのときのように言うておきながら、二ツ塚の最終処分地に埋め立てはしないと。そのために硬質プラ、これは私も最初意味がよくわかりませんでしたけども、例えばステレオデッキとか、あれもみんな硬質プラに入るそうです。ああいったものを丸ごと破碎して、粉碎して燃やすと、そういったことも結局していきますと、ここでまた変わりました、方針が。

最終処分地に残渣を持っていかないというのは、埋め立てないというのは、確かに私もそうなんですけど、それはオーケーなんですけども、ただ言ってることがどんどん変わってきてる。逆に、それだけ必要な不燃物、粗大の処理のためにそういったものも砕く、選別するという必要なら、逆に桜が丘のあその場所はそっちの施設に使ったほうがいいんじゃないかと思えるぐらいです。当初の説明が変わってきて、随分話が違ってきてるにもかかわらず、説明の修正点はなさないまま市民に合意を求めても、当然市民の方はずっと過去の経過知ってますし、当然納得できないと思うんですよ。

だからその辺は、これは別に市を責めてるわけじゃないんですけど、組合の中でそういうような形で押し切られてきてると私は思ってますから、何かいい知恵を出してこの局面を打開しない限り、本当に無駄なものをどんどんつくっていくことに多大なかけなくていい費用をかけていくことになりかねないというのを大変危惧しております。

ですから、まずその点でどうお考えか、それと例えばこのまちづくりニュースの中で、この説明に関しては衛生組合の計画課が説明すると問い合わせ先になっておりますからいいんですけども、ここに書いてる内容でも、なかなかこの内容だと市民はまた反発をする。東大和市がこれに合意しなければ、東大和市は単独で焼却施設つくりなさいというようなことが書いてあります。単独してつくったら大変なことになりますよということが書いて、ただこの、私よくわかんないんですけど、この参考1の建設費の持ち分ってということで、東大和市

単独で可燃ごみを処理するとなった場合の焼却施設の建設費が約48億円って、大変安いんですけど、これ本当にこんな数字が何で出てきたのか、これは御存じなんでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 今お話があった中で、確認の意味で答弁をさせていただきたい部分があります。

まず、3市共同資源化事業の当初の説明が今の話とでは違うではないかというところのお話があったかと思うんですが、私ども、事業の説明を平成25年の2月からしたわけですけれども、そのときから一貫して、3市共同資源化事業というのは、まずは将来の焼却施設の更新を見据えるとは申し上げておりますが、その中でハード面の事業として、資源物処理施設と現在の粗大ごみ処理施設を更新しますよというお話をさせていただいております。

その中で、粗大ごみ処理施設の更新にあっては、現在の小平市さんの清掃事務所用地を活用する中で事業を進めますということは当初から申し上げてる点であると思ってますので、ですから私は先ほど答弁した部分とこの事業の当初の市民説明が違っているというふうには感じてないところでございます。

それとあと、もう1点が、小平市の硬質プラスチックのお話が出ました。こちらの関係につきましては、現在も破碎後焼却しております。したがって、これから焼却するとか、そういったものではなく、小平市の硬質プラについては破碎後焼却をしております。ですから、これは議員も認識は同じだと思うんですが、ダイオキシン類についての対策、環境基準についてはクリアをしておりますので、周辺に与える影響は少ないかなというところであります。

それと、多額な事業経費をかけてというお話もあったわけですが、やはりこれら廃棄物処理施設を私ども自治体がつくっていく上では、やはり民間施設以上にやはり環境基準により特化した設備を備えて施設をつくっていくという部分がございます。ですから、ここ十数年と施設建設がなく来ております。

したがって、一つの例で申し上げますと、今の小平・村山・大和衛生組合の可燃ごみのごみ処理原価というのが平成27年度の実績で1トン当たり1万6,800円余りとなっております。ということは、1トンごみを処理するのにこのぐらいの経費がかかりますというお話なわけですが、ただ、では一方、他の自治体へ広域支援という形で1トン当たりのごみを焼却してくださいとなると、先ほど議員がおっしゃった、きょう市民の方々へは配付しております東やまとまちづくりニュースの部分にも少し触れているかどうかではあるんですけど、懇談会では申し上げたんですが、今は1トン当たり4万8,000円なんです。1トン当たり4万8,000円の広域支援の金額がかかるということは、当然お願いする施設、そちらのほうのごみ処理原価も当然勘案された上での経費というか手数料になってるというふうに私どもは考えておりますので、そうすると、現在の小平・村山・大和衛生組合のごみ焼却施設がいかに一度建設したものを補修、補修しながら、途中大規模修繕、延命化工事はしたわけではありますけれども、かなり使用期間も長く引っ張って使い続けているということにも一つのあらわれとなるかと思えます。

したがって、ここで施設の更新が続いてしまうということはあるわけですが、やはり全ての市民に廃棄物処理施設というのは必要な施設でございますので、そういったところを勘案しますと、これらの経費が一概に高いかというところでは、どうしても3つの施設を更新していくためには一定の金額がかかってしまうというところでございます。

ただ、その中であっても、余計にコストをかけるという気持ちは毛頭ございませんので、ですから現在小平・村山・大和衛生組合においても、新ごみ焼却施設の更新に当たっては、公募市民を取り入れた中で懇談会を設けて現在素案をつくっているという状況にございます。ですから、今後は住民意見を取り入れた中で施設

更新が行われますので、そういった中で経費も出てくるというところにあります。

あと、懇談会ということでございますが、私も東大和市として、やはりもう少し、きょうまちづくりニュースを発行したわけですが、開催日のほうも、今月6月の16、17と3回、同一の内容でございますが実施します。その中で本日申し上げたような話、あとはまた先ほど議員のほうからありました裏面のところに焼却施設の建設費の部分が載っている、こちらについては市民の方々にきちんと説明はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） ちょっとあちこち話が飛んじゃって、私も混乱しちゃってますけども、まず最初の1点確認しますが、私が言ってるのは、まずこの共同資源化施設に関して、2014年8月29日に、失礼しました、この以前か、とにかく2年前にパブリックコメント一覧の回答というのを衛生組合が出してます。その中に相当具体的に、なぜこの施設が必要なのかということの具体的に書かれたコメントに対して、私が先ほどその内容と全然食い違ってる乖離があるんじゃないですかということを質問させていただきました。

ですから、例えば読み上げますと、市民からいろいろ疑問が出てくることに対する回答として、3市共同資源物処理施設は、焼却するごみの量を減らすことを基本に整備する施設ですと。ごみ焼却施設が熱回収施設、発電できる焼却施設として更新された場合も、資源化基準を満たしてる容器包装プラスチックの焼却は行わないことから資源物施設は不要な施設とはなりませんとか、あちこちにその量を減らす、つまりトン数が大きな焼却施設、無駄な焼却施設作るのにお金もかかるし、それを少しでも減らしたいんだということを一貫して説明してます。そこには、今部長さんが述べられたような粗大ごみの施設も老朽化してて云々っていう、確かにそういうことの表現もたまには出てきますけども、主要にはごみを減らす減量のためにどうしても東大和市さんに資源物共同の施設をつくらせてくださいという内容が大多数書いてあって、そういう答えを衛生組合でもしてたのは御存じだと思うんですよ。ですから、そのことが違うんじゃないですかということがまず1点。

それとあと、これももうそのときから論議になってるんですけども、今回の、ここでもまた書いてあるわけですね、まちづくりニュースの中でも、本当に必要な施設なんですかと。29年度予算を見ると、委託するほうが市にとって約3,900万円もメリットがあるんじゃないですかという質問に対して回答は、民間委託については継続処理が安定的に約束されていませんという回答です。これもこの間衛生組合でしょっちゅうあった論議です。つまり、東大和市、武蔵村山市が民間委託して、いわゆる焼却するごみ以外のそういったものの処理に関しては、民間委託業者にやったら継続性がなくて安定的なことができないから問題が多いですよと一貫してきました。だけど、最初私は本当にね、ああもう公共で全部やる気なんだからそういう言い方してたのかなと思ってたら、この資源物施設にしてもそう、粗大ごみの施設にしてもそう、新しい焼却施設にしてもそうですけど、最終的には民間委託するつもりなんですよ。つまり、委託することを前提としてもう基本的なそういう構想を出してます。つまり、そうすると、何でここで民間委託については安定性がないということを書いたのか。もうさんざん論議して、それはおかしいと言われてることをまだ平気で書いてくる。

私が言いたいのは、少なくとも焼却炉の更新が必要だったのは前からわかってます。なぜそれを先に手つけないでやるのか。そうしたら、一貫して、御存じのように、資源物、こういった施設のほうのいわゆる上からとかいろいろ、下からとか変な論議してましたけども、そういった施設をつくらないと最終的に焼却施設、最後は焼却施設が大事ですから、焼却施設もどのぐらいの規模にしていかわからないという言い方をずっとしてきたわけです。けども、先ほど言ったとおり、実際は資源物施設つくってもほとんど影響ないんですから、

最初から取り組んでればよかったなとは思ってました。だけれども、そうならないで、そういった理由から、先ほど部長さんがそういった立場から言えば小・村・大も狭い敷地の中でいるんなことやらなくちゃいけないから、それで困ってたとはいうんですけども、粗大ごみに関してはそう思います。だけど、資源物施設は本来は各市独自のやり方でやってきて問題なかったわけですから、それをもし小平市さんが民間委託しさえすればこれだけの施設もつくらなくて済むという、そういう話だったと思います。ですから、そういったところでうなんでしょうと言ってるわけです。

それで、ここでちょっとさらに言いますと、この中に書いてある、万が一、（仮称）3市共同資源物処理施設の建設ができなかった場合、3市共同資源化事業の基本構想の根本的な見直しが必要となり、現在の場所での焼却施設の更新はできなくなりますということまで書いてあります。事実そういうことで、つまり衛生組合の立場とすれば、桜が丘にこの施設をつくらなければ焼却施設はもうできないですよここではっきり書いてありますけれども、これはもう言ってもしょうがないから、そう一方的にそう言ってるんでしょう。

ならば、じゃ、今回私が質問したのは、桜が丘に土地があるじゃないですかと、国有地が。そこに持つてくるのが可能じゃないですか。そのことのほうが少なくとも今狭い敷地の中で一部の施設は壊して、一部は稼働させて、最終的には焼却は足りなくなってほかの衛生組合にもお願いをしなくちゃいけないと、そういったことを考えると莫大な費用がかかる中で、この国有地に市が本気になって取り組んでお願いをして、国と交渉してごみ焼却施設をつくりたいということをやったほうが大変効率的、お金の経費、無駄なことがなくなるんじゃないかという提案を今回私はさせていただいてるわけです。

その点で、まずこの国有地のあり方について、もともと国から打診があったと思うんですけども、国の考えはどのような考えなのかをわかってる範囲で結構ですから教えてください。

○環境部長（松本幹男君） 済みません、私のほうから先に国有地より前にあったお話のほうちょっとさせていただきます。

まず民間委託のお話でございますが、民間委託につきましては、これは議員も御承知かと思うんですが、やはり自治体間の協議が事前に整わなければならないというところがどうしても法的に求められているというところがございます。したがって、そういったところを、当時、かつてなんですけど、懸念をしていたために話をさせていただいておりました。

また、平成25年の8月ですが、中央公民館で3市の市長と組合管理者が出席のもとで行われた説明会、その中でも尾崎市長のほうから民間委託の考え方ということで、資源物処理施設ができるまでの間、現在の桜が丘では処理能力が不足するので委託をするということで御説明はさせていただいておりますので、東大和市としての基本的な考えは、民間委託は最終的な手段というところで考えて今までやってきたというところがございます。

また、この春に来まして新年度を迎えて、今まで民間委託で平成21年度からずっと容器包装プラスチックを処理能力不足ということでやむなく施設ができるまで委託ということで当市はとってきたわけですが、ここで現在委託している隣接市においては、31年3月までにしてくださいというお話をここで新年度に入って改めていただいたという状況もございます。

なので、そういったところを考えますと、やはりその自治体がノーだと言ってしまったものを強行してまで私ども東大和市は民間事業者へ搬入する、またはその搬入を続けるというのは、やはりそこは自治体間の信頼関係がというところを揺らがしてしまう問題になりますので、なかなかそこはできないという、そういう局

面にも今あるというところでございます。

したがって、民間委託については必要最小限のところで行っていきような活用する部分のごみの廃棄物処理の適正の処理をしていく中では求められる部分であろうかというふうに考えております。

あと、国有地の話、詳細については私のほうの部分からではないんですが、ただ、議員のほうからお話がありましたように、国有地を活用してというところのお話なんです、これが十数年ぐらい前であればまたその状況も違ってきたのかなとは思いますが、ただ、国有地についてのお話なんです、先ほども申し上げましたように、現在小平・村山・大和衛生組合のほうで新ごみ焼却施設の更新に伴う懇談会、これが昨年12月から発足しております。大体月1回のペースで会議が行われ、もうここで第6回の会議まで終わってるという状況でございます。したがって、なかなかこの話についてその根底を今の段階で覆すというところはなかなか難しいのではないかと考えております。

それとあともう一点確認なんです、焼却炉のほうを最終的には更新しなければいけない時期がわかっていたので先にやるべきであったであろうというお話、これは確かにそのとおりであると思っております。当時大規模な延命化工事、改修を行って、平成33年度までを耐用年数という形で焼却炉は延命しました。ですから終わりの期間というのはわかっていたわけですね。なぜ、なのにそれをやらないかというのは、これは繰り返しの答弁になって恐縮なんです、やはりそのためにも現在衛生組合の敷地の中にあります粗大ごみ処理施設、これを更新するに当たって移設をしなければいけない。その移す先が小平市の現在の清掃事務所用地、市有地を提供いただくというところになっております。

したがって、小平市さんだけが用地を一方向的に1万平米を超える分を負担していただきたいというところでは、なかなか全体の施設更新事業がここはうまくいかないというところがございます。

以上です。

○企画財政部長（田代雄己君） 現在桜が丘3丁目の国有地の関係でございます。

今環境部長が申しあげましたように、焼却施設という関係では全く可能性がないものだと思っております。現在国有地の状況としましては、警視庁の供用訓練施設用地として警視庁が管理しております。また、消防署の仮庁舎用地ということで、2,000平米を市のほうで借用する予定になっているところがございます。

以上でございます。

○2番（中野志乃夫君） ちょっといろいろ今聞いててちょっと具体的なことを聞きたいんですけども、まず企財部長のほうに、可能性はないというのはどういうことなんですかね。全くないんですか。

○企画財政部長（田代雄己君） 可能性というのは、今環境部長が申しあげましたように、もう既に小平・村山・大和衛生組合のほうで基本計画もつくられてるといこともございます。この時期にそちらのほう、国有地をお借りする、買うというんですかね、そういう状況、時点的なものから考えまして、現在も警視庁が管理しておりますので、そういうことなどを総合的に勘案しますと難しいのではないかとこのように認識しております。

以上でございます。

○2番（中野志乃夫君） ちょっとその辺の答弁を慎重にさせていただかないと、全くない、全くどう考えてもできないということなのか、可能性がないのかというのは大分違いますよ。

で、例えば今これはどうなるかわかんないけど、東京都や豊洲の問題なんかもあります。あそこまでできて、あそこに実際に使うのかどうかが大問題になってる。そういったことも実際あるわけですから、私から言

わせれば、まだ今だったら十分間に合う。

つまり、具体的な金額がまだこれからどんどん積み重なっていくかもしれませんけども、前に、少なくとも今の段階だったら十分計画を出して、つまりこれは基本的には3市で、単独でつくるとは言ってません、3市でまず考えたらどうですかと。で、3市のほうで、小平市がそれに対しても頑なに拒否するなら、確かにほかの市とも協議してとかいう手もあると思いますよ。少なくとも私はこの問題が可能性があると思ってるのは、さんざん小平市は中島町の皆さんにもうこれ以上負担かけられないとずっと言ってるわけです。中島町の人だって、ああ東大和市さんがそこに設置してくれるんだったら局面は変わると思いますよ。つまり、まして国有地で一般の民間の土地を買うのと違いますから、国も納得してもらおうような形でちゃんと協議すれば、私は十分可能性があるし、今はただ、もうこうやって計画進んでますと。だけど、私から言わせれば、もともとこの共同資源化の施設に関してだって、最初は住民の合意を得られてからやりますと言いながら勝手にどんどん進めちゃって、いまだ合意得られてないのにもう予算が通りましたと、そういうめちゃくちゃな進め方をして、だからもう遅いです、それじゃ道理が通らないといえますか、納得いきません。

つまり私は、このことは決して小平市さんにとってもマイナスの要因じゃない、最終的ないろんな負担のこと、軽減考えれば大変プラスになる話だと思いますから、そういったことをきちんと内部で論議してもいいんじゃないかと、そういう提案ですけども、どうなんでしょうか。

○副市長（小島昇公君） 行政を執行する立場ということでお答えをさせていただきますと、3市並びに小・村・大の組合で今まで長年かけて積み上げてきている、この状況のところ、軽々にほかの案がということは申し上げられないということでございます。

以上でございます。

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時37分 休憩

午後 3時47分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○2番（中野志乃夫君） まずちょっと、副市長にちょっと御発言ですけども、当然組合をつくってる関係ですから、勝手なことやると前の市長の二の舞を踏むのという点では本当に軽々なことはよくないというのはよくわかります。

ただ、私が今ここで問題提起してるのは、大変小平市にとってもプラスになる、ほかの市にとってもプラスになる提案として提起しております。まして、市民からすればこの間、市民の合意を得てという話が、そのことでいえば反故にされたままずっと来てます。大半の市民はちゃんと説明してくれるんだろうと思って待ってても肝心な話が来ないままにどんどん一方的な話が進んで。行政の立場からすれば他市の関係は重視したいのかもしれませんが、市民の立場からすればそうじゃないんですよ。やっぱり無駄な経費はかけてほしくない、やはり疑問にきちんと答えてほしいというのがやっぱり前提ですから、そこは御理解願いたいと思うんですけども、どうでしょうか。

○副市長（小島昇公君） 先ほど行政の立場でということでお答えをさせていただきました。

市民の立場、それから3市の市民の立場ということで改めて考え直すということでございますが、やはり東大和市民8万6,000人ということで考えますと、やはり安定的にごみの処理をしてほしいというのが一番だ

と思っております。そのためにいろいろ考えてきて積み上げてきたのが今の段階だというふうに認識しておりますので、尾崎市長も2期目の再選のときにも、この問題は政策として対立候補とは相反する主張をして市長が再選されたということは、市民のたくさんは早くそこを安定できるためにつくってもらいたいということではないのかなというふうに理解しております。

以上でございます。

○22番(中野志乃夫君) 市民があそこに早くつくってほしいというのは、確かにそういう方もいらっしゃるでしょう。だけど、市民の大半の方はそうではないですね。私も南街のほうでよくちよくちいろんな人に話を聞きますけども、何でっていう疑問が広がってます。ですから、今市民の方たちで随分勉強会が始まっています。もう一度考えよう。何でこんな無駄な経費使ってるんだと。東大和市がそんな財政豊かじゃないのを十分わかってるからこそ、そうですね、職員には100円でも1,000円でも頑張ってもコストを下げようと言っておきながら、一方では何億という金を平気で使っちゃったら、それは矛盾しますよね。ですから、ちょっとそのことはちょっと見解が違うのかなと思いますけども、ちょっと何点かやっぱり聞きたいことがあるので、ちょっと話を進めます。

企財部長には、国とこの間、あの用地をめぐるってどういう論議があったか、それをまず教えてください。

○企画財政部長(田代雄己君) 国有地の関係でございますけれども、論議というか、今桜が丘3丁目の国有地につきましては、警視庁の教養訓練施設予定地ということで警視庁が管理している事実があります。それと、北多摩西部消防署の仮庁舎という建て替えの問題がありましたので、その借用について別途御相談をさせていただき、御了解を得たというような流れになっております。

以上でございます。

○22番(中野志乃夫君) まずちょっと1点、西部北多摩のところの建て替えのために使うと、それは何年ぐらいあそこを借用することになるのかを教えてくださいたいのと、私が聞いたかったのは、国のほうであの国有地を市のほうでも生かした形でそういった提案があったんじゃないですか。全くそういう話もないんですか。

○企画財政部長(田代雄己君) 仮庁舎の建設そのものは30年度、31年度、32年度を予定しております。また、国からお借りする期間は3年間ということになっておまして、その後は取得の方向に向けて東大和市としても検討を進めるということは現時点では考えてるところでございます。

以上でございます。

○22番(中野志乃夫君) つまり取得の話があったわけですよね。じゃないんですか。つまり市のほうとしてそういった生かし方を考えてっていうことで、そのときに、具体的に例えばこういう使い方はどうですかとか、そういう論議もなかったんですか。あったんですか。

○企画財政部長(田代雄己君) 現在のその国有地につきましてはお借りする予定になってるところですので、その後の活用につきましては今後、これから検討していく必要があるかなというふうに考えております。

以上でございます。

○22番(中野志乃夫君) ちょっと私が聞いたかったのは、全くもうあそこの予定地が、確かに北多摩西部の消防署の建て替えで一時的にあそこを使うというのは聞いてはいたけども、その後にもうこういう使い方は決まってるから一切手つけられないのかどうかっていうことを確認したかったんです。つまり、だからこそ全く可能性がないっていう話じゃないと思うんですよ。市民の中からもう既に、ああやはりこのごみ問題で本当に無駄な経費なくすためにもそういった考えでいいんじゃないかっていう声上がってます。

つまり、この桜が丘のこの問題のところに焼却炉、3丁目のところですね、というのは別に急に思いついたからというんじゃないで、この間の長年のやりとりの中で、どうしても今のやり方だと本当に無駄なものをつくってしまう、はっきり言って、3市の共同資源物施設ができたとします、だけど、今国の流れはどうですか。製造物責任の問題でペットボトルとか何かを各業者が回収しなくちゃならないとなったら、じゃあの施設何に使うのと、そういう問題も私はなくはないと思ってますよ。

つまり今ごみ行政っていう話は、以前は、例えば衛生組合の中でもそうです、サーマルリサイクル、燃やすのはおかしい、分別するべきだ。だけど、これはもう何回も私とか床鍋議員も言ってるのとおり、プラスチックは分別しても生かせない、残念ながらも業界団体がさえはっきり言ってるわけですから、燃やすのが一番いい活用、国もそのために燃やして活用するサーマルリサイクルを今どんどん姿勢を変えて、そういう方針に変えています。つまりそういった中で、無駄なものにお金をかけずにきちんとして効率のよいごみ行政をやりたいと、そういう観点からこの間私も質問しております。

ですから、やはり今後のごみ行政の流れを見ていくなれば、私は今からでもいろいろ手を打っておいたほうが、ああやっぱりそのほうがよかったって絶対なると思ってます。ですから、その意味で、単にもう今からうちのほうの市が単にお手あげですと、もう3市の流れでやるしかないっていうのは私はちょっと違うんじゃないかと思えます。

そして、そもそもじゃいつ市民に、ずっと市民の合意を得てつくりますとっておきながらどんどん進めるこの、いつ正式に市民に説明するのか、計画はこれだけ変わってきました、焼却炉小さくすると言ってきましたけど、全然市はつくっても焼却炉の大きさに関係ありませんでしたと説明するんですか。

市の担当者が言うというよりも、しょうがないんですけれども、これは衛生組合で私自身も衛生組合の中できちんと言おうと思ってます。いつちゃんとした回答を市民に向けるのか、やはりそういったことをぜひ考えていただきたいと思ってます。

ちょっと立場的に大変市のほうに言うのも申しわけない点もあるんですけども、日ごろごみ行政で一生懸命頑張ってるのは重々わかっております。3市の中で以前の問題から東大和市が相当白い目で見られて、職員も肩身の狭い思いしてるのも端々で聞いてます。ですから、余り私もそのことで市のほうに対して余り文句は言いたくないんですけども、ただ、いい提案があればやっぱり積極的にするのが行政の責務じゃないでしょうか。やはりそういった可能性があるなら、単に流されるんじゃないで、具体的ないいプランを出してほしい、そのことを訴えて、私の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、中野志乃夫議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 大 后 治 雄 君

○議長（押本 修君） 次に、6番、大后治雄議員を指名いたします。

〔6 番 大后治雄君 登壇〕

○6番（大后治雄君） ただいま議長より御指名を受けました議席番号6番、興市会、大后治雄でございます。通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

さて、1、危機管理について。

①いわゆる北朝鮮ミサイル危機下における国民保護関連法令に関する対応についてであります。

現在それこそ毎週のようにミサイルが発射され、米国も空母カール・ビンソン、ロナルド・レーガンの2隻

やイージス艦、原潜を初め、多くの艦艇を日本海に派遣し、各地で自衛隊とも演習を繰り返し行っていると報道されております。また空母ニミッツも西太平洋に派遣されるというような報道もございます。北朝鮮がレッドラインを踏み越えたとき、米国が先制攻撃を行う可能性も指摘されており、予断を許さない状況であります。

こうした中、北朝鮮によるミサイル攻撃の標的として巷間言われておりますのが在日米軍基地や我が国の政治中枢である東京の首都機能などであります。すなわち今般の危機は決して対岸の火事などではないということでもあります。

確かに、防衛や外交は国の専権事項であります。国民保護関連法令では、有事の際に国民を避難・救援するのは第一義的には地方自治体の役割なのであり、今まさにその危機対応能力が問われていると考えます。

そこでお尋ねいたします。

アとして、当市の現状は。

次に、イとして、国及び都などからの要請や説明は。

ウとして、他自治体の対応と状況は。

そして、エとして、課題と今後の対策につきまして伺います。

以上、この場におきましての質問を終了させていただきますが、再質問につきましては御答弁を踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

〔6 番 大后治雄君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、北朝鮮ミサイル危機下における国民保護関連法令に関する対応についてであります。当市の現状であります。東大和市国民保護計画で定める基本的な方針に基づき、国等から伝達される情報を確実に受信し市民の皆様に提供できるよう、情報収集、提供体制の整備に努めているところであります。

次に、国及び都などからの要請や説明についてであります。平成29年4月21日付で内閣官房より、弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動について、住民の理解が進むよう、各自治体のホームページ等を活用した広報実施の協力依頼がありました。市では、市公式ホームページに内閣官房の国民保護ポータルサイトのリンクを設定するなどの対応を図ったところであります。

次に、他自治体の対応と状況についてであります。東大和市と同様に近隣各市におきましても、市のホームページ等を通じ情報提供を中心とした対応を行っているものと認識しております。

次に、課題と今後の対策についてであります。弾道ミサイルにつきましては極めて短時間での着弾が予想され、着弾地域を特定することは極めて困難であり、かつ弾道の種類も着弾前に特定するのは困難であると言われております。

市としましては、緊急時におけます迅速かつ的確な対応が課題であると認識しているところであり、今後につきまして、関係機関との緊密な連携をさらに推進し、情報の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○6番（大后治雄君） どうもありがとうございました。

それでは、順次再質問させていただきます。

まず、ア、当市の現状はであります。

今般のいわゆる北朝鮮ミサイル危機に関し、国民保護関連法令に関係するところを改めて詳細に御説明いただきたいと思ひます。

○総務部参事（東 栄一君） 国民保護関連法令につきましては、大量破壊兵器の拡散や国際テロ組織の存在が重大な脅威と感じられ、国民の安全保障に対する関心が高まる中、我が国に対する武力攻撃という国家の緊急事態に対処できるよう必要な備えをするために有事法制の整備が進められました。

平成15年6月にいわゆる事態対処法が、平成16年9月には国民の保護に関する法制として、いわゆる国民保護法が関係法令とともに施行され、平成17年3月に国民の保護に関する基本方針が示されたところでございます。

当市におきましては、この国の基本方針やその後作成された東京都の国民保護計画を踏まえまして、平成19年5月に東大和市国民保護計画を策定し、若干の修正を行い現在に至るところでございます。

この東大和市国民保護計画におきまして、対象としております武力攻撃事態の中に弾道ミサイル攻撃がありますので、今般の北朝鮮ミサイル危機に関しましては、市の国民保護計画に基づきまして対処することになってるところでございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

実際ミサイルが発射され、日本の領土、領海というか、そこまで着弾するまでに七、八分というふうに言われてるようです。この七、八分の中で、国、それから関係自治体がどのように対処できるかっていうところが非常に今回の一般質問の眼目というか、そういったところになってるわけですが、その実際にミサイル等が例えば当市の区域に直撃、もしくは近隣に着弾した場合の当市の対策の手順を、Jアラートも含めて御説明いただきたいと思ひます。ちょっとゆっくりしゃべってください、私、聞き取れないので。

○総務部参事（東 栄一君） ゆっくり……。

実際にミサイルなどが当市の区域や近隣に着弾した場合の対策の手順ということでございますが、弾道ミサイルが日本の領土や領海に落下する可能性、または領土・領海を通過する場合にはJアラートが使用されることになってございます。この場合は、市の防災行政無線が自動的に起動いたしまして、屋外スピーカーから警報が流れるほか、携帯電話のエリアメールや緊急速報メールが配信されることになってございます。

この情報に基づきまして、当初の段階では、市民の皆様がそれぞれの判断で頑丈な建物などの屋内等への避難をしてもらうことになるかと考えてございます。その後は、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて情報収集に努めてもらうこととなります。

市におきましては、国から都を通じて警戒体制の強化などにより、市保護本部の設置指定というのがある場合とない場合があるんですが、あった場合につきましては、市保護本部を設置をして都からの指示を待つて行動することになります。

また、保護本部の指定がない場合、この場合についても、市長が不測の事態に備えた速報体制を強化すべきと判断した場合につきましては緊急事態連絡室というのを設置いたしまして、警察署や消防署、その他の関係機関等を通じて被害状況などの情報収集に努め、東京都と連絡を行いながら次の指示を待つことになるかと認識してるところでございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

ちょっと立ち入ったことにはなりますが、その市保護本部の設置指定のあるなしというような区分けというか、その区別というのはどういった形でされるのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 市保護本部の設置指定の区分けのことですけれども、これは基本的には国が指定するものですから、例えば弾道ミサイルがその近隣に着弾する可能性がある場合、その地域について国が判断をして市保護本部の設置の指定があるということになります。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

国から設置しなさいよ、設置しないでいいですよっていうことが言われるというようなことですね。わかりました。

それでは、当市におきまして国民保護関連法令に係る避難訓練などはどういうふうになっていますでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 避難訓練につきましては、今現在Jアラートによる警報伝達訓練というのを年1回、全国一斉情報伝達訓練として実施しておりますけれども、市民が参加するような実動訓練とか図上訓練につきましては現在のところ行ってはございません。

市の国民保護計画にもありますけれども、こちらには武力攻撃事態とそれから緊急対処事態、これにNBCの兵器等を用いた攻撃が行われる可能性を考慮した事態を対象としております。武力攻撃事態でも、着上陸攻撃、それからゲリラや特殊部隊による攻撃、それから弾道ミサイル攻撃、航空攻撃の4類型もあるということで、想定する事態によって訓練内容も異なりますことから、訓練の実施につきましては他の団体が実施した事例などを参考に今後研究してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） まさしく今回弾道ミサイル攻撃という自体になるのではないかとということが容易に予想されるわけでありますので、その点を含めた避難訓練等を行うべきであるかなというふうには思います。

そこで、同じく国民保護関連法令に係る市内小中学校や保育施設等の避難訓練などはどういうふうになっていますでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 市内小中学校や、それから保育施設等、こういったところにおきましても現状では国民保護法制にかかわる避難訓練は実施されていないものと認識してございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） わかりました。

事態が切迫しているような状況ではないと見る人と、切迫しているというふうに見る人が、今のところなかなかその見解が一致してないところはあるかと思いますが、こういう事態になっているからこそ、やはり避難訓練等を行うべきなのではないかなというふうに思います。

避難訓練もそうなんですけども、例えばその他、病院や老人関連施設、それから消防、警察、それから電気、ガス、水道等のインフラ関連、それから輸送や通信業者などとの連携というのは現在どういうふうになっていますでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 東大和市の、仮に市で保護本部が設置指定になった場合のことなんですけど、その場合につきましては都の指示により対応することになりますので、現状ではその先のことについては詳しくは申し上げられません。

仮に保護の指定がない場合で、市長の判断で緊急事態連絡室を設置をした場合につきましては、各種の連絡調整に当たるとともに、警察署や消防署等の活動状況を踏まえながら、必要により市の災害対策本部を設置いたしまして、災害対策基本法等に基づく避難指示等を行うこととしておりますので、その地域防災計画とほぼ同様な内容で関連機関と連絡や連携を進めていくことになることを認識してございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

指定がされる、されない、いろいろあるかと思いますが、その場合に、それからいろいろその連携が動くということの御答弁だったと思うんですけども、現在そういったことが、そういったいろいろな機関と連携がされますよというような情報交換というか、そういったものっていうのは常日ごろからされてるという認識でよろしいのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 常日ごろから連携についてはしてはございません。今回の北朝鮮の情勢に関しまして、国や東京都からの通知の中で連携をするべきというような話の通知がある中で、警察やそれから消防署についてはその情報の連絡体系を密にするように今してるところでございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） わかりました。

では、今般の危機が具体的に当市に与える影響があれば教えてください。

○総務部参事（東 栄一君） 今般の危機が当市に与える影響ということでございますが、北朝鮮情勢が今後どのように推移するのか見通せないという状況がございますので、当市への影響も現時点では見通すことができない状況でございます。

このため、引き続き情報連絡体制の整備等について努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） 実際こういう一般質問をしなければならぬ状況になってるということ自体が市への影響はあるんだろうなというようなことはあるんですけども、それでは今般の危機が市民生活に与えているその影響というのを市ではどういうふうにお考えでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 市民生活に与える影響ということでございますが、具体的な個々の影響についてはわかりかねるところがあるのですが、市民の皆様が不安を感じながら日々生活を営まれてるこの状態自体が大きな影響だというふうにご考えてございます。市民の皆様の不安の払拭の一助となるように、できる限り情報収集に努めながら、必要な情報の周知等に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） そうですね、できる限りその不安の払拭に努めていただきたいというのはあるんですけども、そこで、市民の皆様への広報など、そういった周知というのは現状東大和市ではどういうふうになっていきますでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 市民への広報など、周知の現状についてでございますけれども、市長答弁でも申し上げましたが、内閣官房より、弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動について住民の理解が進むよう、各地方公共団体のホームページ等を活用した広報実施の協力依頼がございました。これに伴いまして、市では、市公式ホームページ、またあるいはツイッター等で内閣官房の国民保護ポータルサイトにリンクを張り周知するなどの対応をとってるところでございます。

以上でございます。

○6番(大后治雄君) ありがとうございます。

ツイッターなどでも行ってるということでもよろしいのでしょうか。

○総務部参事(東 栄一君) 市の公式ホームページとあわせてツイッターでも周知をしたところでございます。

以上でございます。

○6番(大后治雄君) ありがとうございます。

それでは、着弾や炸裂の可能性のあるいわゆるNBC兵器、放射性物質、生物化学兵器への対処策についてはいかがでしょうか。

○総務部参事(東 栄一君) 着弾や炸裂の可能性のあるNBC兵器への対処策ということでございますけれども、先ほども市長答弁でもございましたけれども、弾道ミサイル攻撃の場合は、弾道の種類が核兵器なのか、生物兵器なのか、化学兵器なのかを着弾前に特定するのは困難というふうに言われておりまして、その弾道の種類に応じて、着弾の場所によっても被害の様相や対応は大きく異なるとされているところでございます。このため、弾道ミサイル攻撃のときと同様に、Jアラートによる警報に基づき、まずは頑丈な建物の屋内などへ避難をしていただきまして、次の指示があるまで待機していただくことになると考えてございます。

以上でございます。

○6番(大后治雄君) 弾道の種類にかかわらず、まずは頑丈な建物に避難せよというようなことですね。わかりました。

確かに炸裂するまでは一体何のものなのかかわからないというのはまさにそのとおりだと思いますが、ただ、着弾した後の対処とか、そういったものまでを含めていろいろとやはり周知をしていったほうがいいのではないかなというふうには考えています。

私も元自衛官でありますけども、対NBC兵器に対して多少の訓練はしております。大したことはしてないんですけども、そういったようなことが少しでもわかっているならば、頭の片隅に少しでもあれば、ああこんなときはこういうふうにしなきゃいけないんだなっていうのがあれば命を長らえるというか、そういったような可能性が非常に高くなってくるとは思いませんので、その辺もぜひ御検討をお願いしたいと思います。

それでは、市民からの問い合わせや要望、それから意見等は現状どうなっていますでしょうか。

○総務部参事(東 栄一君) 市民からの問い合わせや意見等につきましては、市の公式ホームページに内閣官房の国民保護ポータルサイトにリンクを張るなどの対応をした時期、その時期ごろに電話による問い合わせが3件ほどございました。今の時点ではございません。その3件とも、どれも具体的にどういう対応をとったらいいのかという内容でございましたので、国が注意している情報を伝えるなどして対応したところでございます。

以上でございます。

○6番(大后治雄君) リンクを張った時点というのは、いわゆる4月21日前後というか、その後、直後ということですね。そのぐらいの時期に電話による問い合わせが3件あったってということで、その後は一切ないということでもよろしいでしょうか。確認をちょっとさせてください。

○総務部参事(東 栄一君) ございません。

以上でございます。

○6番(大后治雄君) 今回の北朝鮮のミサイル危機もそうなんですけども、そのほかにもいろいろな、我が国にとってはいろんな話題があって、いろんな報道がされています。そういったような報道に隠れて比較的この

北朝鮮のミサイル危機というのが若干薄れているのではないかというところもありますので、薄れてはいても、現実にまだ危機は去ってるわけではないので、そういった点も含めて、いろいろ市民の皆様にいるんな情報を出していく、いろんな情報を周知を徹底していくということは市としてはやっていくべきではないのかなというふうには思っています。

それでは、次に、イの国及び都などからの要請や説明はであります。

東京都や国は、現状どのような考えを持っているのか、もし把握されていたら改めて教えていただきたいと思えます。

○総務部参事（東 栄一君） 東京都や国が現状どのような考えを持っているのかということでございますが、東京都の説明会等もございますが、基本的に詳しい内容は伝わってきておりません。私どもが把握しているのは、東京都や国が新聞やテレビ、特に国ですね、国がテレビなどでマスコミで報道している以上のことについては把握してございません。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） わかりました。

先ほど申し上げましたけれども、4月21日に政府が都道府県の担当者に対しまして住民に情報を周知するとともに、避難訓練などをするように呼びかけています。その後の、なかなかそういった都からはないという話なんですが、国やほかの自治体等からも要請や説明がもしあれば、その内容を詳しく教えていただきたいと思えます。

○総務部参事（東 栄一君） その4月21日以降の国や都からの要請や説明ということでいいますと、4月25日付で東京都が区市町村国民保護担当者会議というのを開催してございます。基本的には市の担当者が行っているものでございますけども、ここでも話としては、この間のミサイル発射状況の概略ということですので、基本的にはテレビのマスコミ等で報道している内容がそのまま説明があるという状況の中で、それ以外はJアラートなどによる情報伝達体制について、機器の設定の確認や再点検を徹底することということで、情報の漏れがないように機器を再確認してくださいというのが一番大きな話でございました。それ以外として、Jアラートや消防庁からの消防行政無線ファクスなども伝達する可能性がある中で、これについても情報が確実に受信できる体制をとることなどについて説明があったものでございます。

その他、他市のほうから要請があったりしたようなことはございません。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） 国や都からのいろんな要請というか、万が一このミサイルが発射された場合、Jアラートが鳴り響く形になりっていう形になるんですけども、その際の国や都からのいろんな情報が遺漏なく市に届くように、そういった危機を点検しろというようなことなんだろうと思えますが、これはもうそれに限らず常にやっておかなきゃいけないものであるというふうに思えますので、そこはしっかりと対処方お願いしたいと思えます。

次に、ウの他自治体の対応と状況はであります。

先ほど若干伺いましたけども、都内近隣や他自治体の現状はどうなっているのか、もしその詳細を把握されていたら教えていただきたいと思えます。

○総務部参事（東 栄一君） 他の自治体の現状についてでございますが、都内の26市について確認できた限りですけれども、主な準備内容といたしまして、市ホームページ等に有事の際の対応について掲載したところが

ほとんどのところでございます。それ以外に、庁内などでの情報連絡体制を一応確認したということ、それから防災・防犯メールで有事の際の対応について配信をしたところが数市あったと思いますが、そういったことが行われていたことについて確認したところでございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

その他、当市に参考となるような事案などはその中にありますでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） その他といいますか、先ほどのお話の中で、他市で防災・防犯メールを活用して有事の際の対応について配信したという話がありましたけれども、当市でも行っております安全・安心メールによる配信についても検討できる余地があるのかなというふうに思ったところでございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） そうですね、安全・安心メールによる配信というのは非常に私、重要だなというふうに思います。

今回5月30日付の朝日新聞の朝刊に、格安スマホにJアラートが届かないのではないかなというような記事が載っておりました。

ちょっとだけ御披露申し上げますと、着弾の恐れは全国瞬時警報システム、これはJアラートでありますけれども、で、自治体の防災無線や携帯電話会社の緊急速報メールを通じて伝えられるが、急速にふえる格安スマホなどの一部の端末では受信できない可能性があり、専用アプリの活用がふえているといったような内容であります。

私も格安スマホを使ってるんですけども、こういったやはり届かない場合があるというようなことを聞かされますと、やっぱり何らか対処しなきゃいけないなど。専用アプリが使えるということもありますので、それを早速入れたいなというふうに思うんですけども、そのほかに、いわゆる当市で行っている安全・安心メールによるJアラートの再送信、ちょっと時間的に難しいのかなという気もするんですけども、やらないよりはましかなというふうに思いますので、その辺のタイムラグ含めて、それができればしっかりと検討していただきたい。検討する余地があるというふうな御答弁でしたので、ぜひそこはしっかりと検討していただきたいなと思います。なるべくタイムラグを縮めるような方策とか、そういったものも知恵を出していただきたいなというふうに思っています。

では次に、エの課題と今後の対策はであります。

医薬品とか食料、生活物資等、その備蓄品の数量や内容の見直しなどは行っていくお考えはありますでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 医薬品や食料、それから生活物資など、備蓄品の見直しのことなんですけれども、現時点では行う予定はございません。

当市の国民保護計画の中でも、住民の避難や救護に必要な物資や資材につきましては、原則として国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄を相互に兼ねるものとしてございます。このため、緊急時につきましては、地域防災計画において現在備蓄を進めている、そういった備蓄食料などを活用することになると考えてございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） 現状、いわゆる災害対策的な内容以外にはなかなかちょっと考えにくいというふうには

思うんです。やはり対NBC兵器用の備蓄をしろつたってまず無理なんだというふうには私も思いますので、そこは炸裂したものが一体どういったものなのかということがわかった時点で対処せざるを得ないかなというふうにも思いますので、それ以前のいろいろな災害を含めた、今回も一種の災害、災厄だと思いますが、一般的なものをしっかり和備蓄を進めていただきたいというふうにも思います。

また、物資等のこういったものを入れなさいよとか、そういったようなことは国や都から特に言われてないんだらうなと思うんですけども、万が一そういったようなことがあれば、それらを準備するための予算措置はどういうふうになっていくというふうにお考えでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 医薬品や食料などの備蓄品を準備するために、必要に応じて国や都が予算措置をするかどうかということにつきましては、現時点では、先ほどの国民保護計画にもありましたとおり、あちらにつきましては国や東京都の指示のもとで策定をしてるところもございますので、現時点では兼ねるということで、あえて国や都が予算措置をするという話は聞いてないところでございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） わかりました。

できれば、何らかこういったものを備えなさいよとか、こういったものを入れてくださいよっていう、同じことですが、そういったようなことがもし国や都から何らかあれば、ぜひその予算措置を言っていっていただきたいと思います。

なかなか基礎自治体だけでは対処なかなか難しい部分はあろうかと思っておりますので、あとは広域的にしっかり連携していただきたいというふうにも思うわけです。他自治体のいろいろな、近隣だけではなくていろんな事例もあるかと思うんですね。実際やっぱり秋田県とか、そういったところではミサイルが本当にいつ降ってきてもおかしくないというようなところがあるわけで、そういった自治体ではもう本当に毎日毎日が、というか、毎週毎週そのミサイルがその打たれている状況の中では、本当に毎日毎日が訓練みたいな状況になってるんじゃないのかなというふうにも思いますので、そういったところもぜひ御参考にしていただきたいというふうにも思います。

それでは最後に、改めまして市長の御所見を伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

○市長（尾崎保夫君） いろいろとお話を聞かせていただきまして、私も危機感を持ったというところでございますけれども、国際社会の強い警告ということにもかかわらず、繰り返し北朝鮮の弾道ミサイルの発射、強行しているわけでございます。このたび重なる北朝鮮のミサイル発射は、我が国に対する重大な脅威であり、国連の安保理決議にも明確に違反するものであります。

日本政府には、米国と韓国とも連携しながら、高度の警戒体制を維持し、国民の安全確保に万全を期し対処してもらいたいと思います。

また、市としましては、迅速かつ的確な対応ができるよう、引き続き関係機関との緊密な連絡をさらに推進し、情報の収集に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○6番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

実際、毎週のように本当にミサイルが発射されている状況の中、たび重なる事態に感覚が麻痺して、認識のらち外になってしまうというのは大変怖いことでもあります。仮に米国の先制攻撃が始まる、事態が動く前には、十数万人とも言われております在韓の米国市民や、同様に5万人とも言われております在韓の日本国民の

避難誘導が行われるとの報道がございます。つまり何らかの予兆があるということでもあります。

壇上で申し上げましたとおり、防衛や外交というのは国の専権事項ではありますが、国民保護関連法令では、有事の際に国民を避難・救援するのは第一義的には地方自治体の役割であります。市長を初め理事者の皆さん、そして職員の皆さんにおかれましては、こうした予兆を的確に捉えていただくとともに、国、東京都、他自治体と連携をいたしまして、適切な対処に対しますさらなる努力、こちらをお願いいたしまして、今回の私の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、大后治雄議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（押本 修君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時33分 延会